

R6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築

通し番号	図面番号	図面名称	通し番号	図面番号	図面名称	通し番号	図面番号	図面名称	通し番号	図面番号	図面名称			
		共通図面			1b. 本館東			3. 西校舎			5a. 特別教室東			
											6. 研修会館			
001	共-00	図面リスト	030	A1b-01	本館東 改修前・後 仕上表	063	A3-01	西校舎 改修前・後 仕上表	088	A5a-01	特別教室東 改修前・後 仕上表			
002	共-01	営繕工事共通仕様書(1)	031	A1b-02	本館東 1階平面図、仮設計画図	064	A3-02	西校舎 1～3階平面図、仮設計画図	089	A5a-02	特別教室東 1、2階平面図、仮設計画図			
003	共-02	営繕工事共通仕様書(2)	032	A1b-03	本館東 2階平面図、仮設計画図	065	A3-03	西校舎 改修前・後 1階平面詳細図	090	A5a-03	特別教室東 改修前・後 1、2階平面詳細図			
004	共-03	営繕工事共通仕様書(3)	033	A1b-04	本館東 改修前・後 1,2階平面詳細図	066	A3-04	西校舎 改修前2階・改修後2、3階平面詳細図	091	A5a-04	特別教室東 改修前・後 断面詳細図			
005	A-01	特記仕様書 1	034	A1b-05	本館東 改修前・後 断面詳細図	067	A3-05	西校舎 改修前 3階平面詳細図	092	A5a-05	特別教室東 改修前 展開図			
006	A-02	特記仕様書 2	035	A1b-06	本館東 改修前 展開図	068	A3-06	西校舎 改修前・後 断面詳細図	093	A5a-06	特別教室東 改修後 展開図			
007	A-03	特記仕様書 3	036	A1b-07	本館東 改修後 1階展開図	069	A3-07	西校舎 改修前 展開図	094	A5a-07	特別教室東 改修前・後 天井伏図、建具配置図			
008	A-04	特記仕様書 4	037	A1b-08	本館東 改修後 2階展開図	070	A3-08	西校舎 タイル・モルタル浮き改修 展開図	095	A5a-08	特別教室東 改修前・後 建具表			
009	A-05	共通 配置図、付近見取図、支障物件図	038	A1b-09	本館東 改修前・後 天井伏図、建具配置図	071	A3-09	西校舎 改修後 1階展開図	096	A5a-09	特別教室東 トイレブース詳細図(参考図)			
			039	A1b-10	本館東 改修前 建具表	072	A3-10	西校舎 改修後 2、3階展開図	097	A5a-10	特別教室東 部分詳細図 1			
			040	A1b-11	本館東 改修後 建具表	073	A3-11	西校舎 改修前・後 天井伏図、建具配置図	098	A5a-11	特別教室東 部分詳細図 2(参考図)			
			041	A1b-12	本館東 トイレブース詳細図(参考図)	074	A3-12	西校舎 改修前 建具表						
			042	A1b-13	本館東 RC床改修配筋図	075	A3-13	西校舎 改修後 建具表						
010	A1a-01	本館西 改修前・後 仕上表	043	A1b-14	本館東 部分詳細図 1	076	A3-14	西校舎 トイレブース詳細図(参考図)						
011	A1a-02	本館西 1階平面図、仮設計画図	044	A1b-15	本館東 部分詳細図 2(参考図)	077	A3-15	西校舎 部分詳細図 1						
012	A1a-03	本館西 2階平面図、仮設計画図				078	A3-16	西校舎 部分詳細図 2(参考図)			7. 徳商会館			
013	A1a-04	本館西 3階平面図、仮設計画図									A7-01	徳商会館 改修前・後 仕上表		
014	A1a-05	本館西 4階平面図、仮設計画図									A7-02	徳商会館 1、2階平面図、仮設計画図		
015	A1a-06	本館西 改修前・後 1、2階平面詳細図									A7-03	徳商会館 改修前・後 1、2階平面詳細図、天井伏図、建具配置図		
016	A1a-07	本館西 改修前・後 3、4階平面詳細図									A7-04	徳商会館 改修前・後 断面詳細図		
017	A1a-08	本館西 改修前・後 断面詳細図	045	A2-01	北校舎 改修前・後 仕上表	079	A4-01	情報図書会館 改修前・後 仕上表	099	A5b-01	特別教室西 改修前・後 仕上表	A7-05	徳商会館 改修前 展開図	
018	A1a-09	本館西 改修前 1階展開図	046	A2-02	北校舎 1階平面図、仮設計画図	080	A4-02	情報図書会館 1階平面図、仮設計画図	100	A5b-02	特別教室西 1、2階平面図、仮設計画図	A7-06	徳商会館 改修後 展開図	
019	A1a-10	本館西 改修前 2～4階展開図	047	A2-03	北校舎 2階平面図、仮設計画図	081	A4-03	情報図書会館 改修前・後 1階平面詳細図、天井伏図、建具配置図	101	A5b-03	特別教室西 改修前・後 1、2階平面詳細図	A7-07	徳商会館 改修前・後 建具表	
020	A1a-11	本館西 タイル・モルタル浮き改修 展開図	048	A2-04	北校舎 3階平面図、仮設計画図	082	A4-04	情報図書会館 改修前・後 断面詳細図	102	A5b-04	特別教室西 改修前・後 断面詳細図	A7-08	徳商会館 トイレブース詳細図(参考図)	
021	A1a-12	本館西 改修後 1、2階展開図	049	A2-05	北校舎 4階平面図、仮設計画図	083	A4-05	情報図書会館 改修前・後 展開図	103	A5b-05	特別教室西 改修前 展開図	A7-09	徳商会館 部分詳細図 1	
022	A1a-13	本館西 改修後 3、4階展開図	050	A2-06	北校舎 改修前・後 1階平面詳細図	084	A4-06	情報図書会館 改修前・後 建具表	104	A5b-06	特別教室西 改修後 展開図	A7-10	徳商会館 部分詳細図 2(参考図)	
023	A1a-14	本館西 改修前・後 天井伏図、建具配置図	051	A2-07	北校舎 改修前・後 2階平面詳細図	085	A4-07	情報図書会館 トイレブース詳細図(参考図)	105	A5b-07	特別教室西 改修前・後 天井伏図、建具配置図			
024	A1a-15	本館西 改修前 建具表	052	A2-08	北校舎 改修前 3、4階平面詳細図	086	A4-08	情報図書会館 部分詳細図 1	106	A5b-08	特別教室西 改修前・後 建具表			
025	A1a-16	本館西 改修後 建具表	053	A2-09	北校舎 改修前・後 断面詳細図	087	A4-09	情報図書会館 部分詳細図 2(参考図)	107	A5b-09	特別教室西 トイレブース詳細図(参考図)			
026	A1a-17	本館西 トイレブース詳細図(参考図)	054	A2-10	北校舎 改修前 展開図				108	A5b-10	特別教室西 部分詳細図 1			
027	A1a-18	本館西 RC床改修配筋図	055	A2-11	北校舎 モルタル浮き改修 展開図				109	A5b-11	特別教室西 部分詳細図 2(参考図)	120	A8-01	クラブハウス 1階平面図、仮設計画図、天井伏図、改修前・後 建具表
028	A1a-19	本館西 部分詳細図 1	056	A2-12	北校舎 改修後 展開図							121	A8-02	クラブハウス 改修前・後 1階平面詳細図、断面詳細図、展開図
029	A1a-20	本館西 部分詳細図 2(参考図)	057	A2-13	北校舎 改修前・後 天井伏図、建具配置図							122	A8-03	クラブハウス トイレブース詳細図(参考図)、サイン詳細図
			058	A2-14	北校舎 改修前・後 建具表									
			059	A2-15	北校舎 トイレブース詳細図(参考図)							123	A-工程	参考工程表
			060	A2-16	北校舎 RC床改修配筋図									
			061	A2-17	北校舎 部分詳細図 1									
			062	A2-18	北校舎 部分詳細図 2(参考図)									

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	係長	課員	担当

徳島県県土整備部営繕課

工事名
R6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築

図面名
図面リスト

図面番号
共-00

縮尺
NO SCALE A2:100% A3:70.7%

株式会社 **川建設** 1級建築士登録
第126265号
川端社一郎

章 項目	特 記 事 項	章 項目	特 記 事 項															
<p>13. 材料・製品等</p> <p>◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。</p> <p>(1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合は、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。</p> <p>(4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。</p> <p>(5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。</p> <p>(7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バーजन材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。</p> <p>また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>なお、各専門担任仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」に記載品を指すものとする。</p> <p>◎県産木材の原則使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p>	<p>14. 化学物質を発散する建築材料等</p> <p>15. 施工</p> <p>◎県内産資材の原則使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>県内産資材（次のいずれかに該当するもの） (1) 材料の主な部分を県内産の原材料を使用している製品 (2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> <p>◎県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。</p> <p>なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないが、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないが、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないが、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないが、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないが、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	<p>16. 建設機械等</p> <p>17. 遠隔現場の試行</p> <p>18. 工事看板等</p> <p>19. 仮設トイレ</p> <p>20. 設計変更箇所確認</p> <p>21. 工事検査及び技術検査</p>	<p>◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型式等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型式等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎不正経油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔現場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔現場に関する試行要綱」に基づき遠隔現場を実施することができる。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔現場に関する試行要綱」に基づき遠隔現場を実施しなければならない。</p> <p>◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事に於いて使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p> <p>◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。 (1) 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事 (2) 当初請負金額が200万円未満の工事</p> <p>◎受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> <p>◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" data-bbox="2220 1522 2804 1627"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>-</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>-</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができないなおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	-	1回	3千万円以上5千万円未満	-	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																
3千万円未満	-	1回																
3千万円以上5千万円未満	-	2回																
5千万円以上1億円未満	1回	2回																
1億円以上	2回	3回																
<p>徳島県県土整備部営繕課</p>	<p>工事名 R 6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築</p> <p>図面名 営繕工事共通仕様書 (2)</p>	<p>図面番号 共-02</p> <p>縮尺 NO SCALE A2:100 % A3:70.7%</p>	<p>株式 会社 川建設計</p> <p>1級建築士登録 第126265号 川端壮一郎</p>															

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項											
第1章 第1節 第1章 第1節 第1章 第1節	22. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>◎提出書類 ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による） ・工事写真（電子データ2部） ・使用材料一覧表（竣工図表紙表面に貼付、電子データ2部） ・保全に関する資料</p> <p>◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ									
	区 分	サ イ ズ																	
	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ																	
	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ																	
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ																		
23. デジタル工事写真の 小黒板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県GALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>																		
24. 火災保険	<p>◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約款 第55条） (1) 対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。 (2) 付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等） (3) 付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。 (4) 保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。 (5) その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p>																		
25. 公共事業労務費調査	<p>◎当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に資金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の資金時間管理を適切に行っておかななければならない。</p> <p>受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>																		
26. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除	<p>(1) 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（(2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。</p> <p>(2) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p>																		
		徳島県県土整備部営繕課			<table border="1"> <tr> <td>工事名</td> <td>R 6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築</td> </tr> <tr> <td>図面名</td> <td>営繕工事共通仕様書 (3)</td> </tr> </table>	工事名	R 6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築	図面名	営繕工事共通仕様書 (3)		<table border="1"> <tr> <td>図面番号</td> <td>共-03</td> </tr> <tr> <td>縮尺</td> <td>NO SCALE A2:100 % A3:70. 79%</td> </tr> </table>	図面番号	共-03	縮尺	NO SCALE A2:100 % A3:70. 79%	<table border="1"> <tr> <td>株式会社</td> <td>川建設計</td> <td>1級建築士登録 第126265号 川端社一郎</td> </tr> </table>	株式会社	川建設計	1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
工事名	R 6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築																		
図面名	営繕工事共通仕様書 (3)																		
図面番号	共-03																		
縮尺	NO SCALE A2:100 % A3:70. 79%																		
株式会社	川建設計	1級建築士登録 第126265号 川端社一郎																	

建築工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 施工条件

- ◎施工条件は次による。
- ・工程については、施設管理者と協議のうえ決定すること。
 - ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則的に施工出来ない。
 - ・また、休日においても施設管理者より作業中止の要望のある場合は、作業の中止を行なう場合がある。
 - ・工事の施工に当たっては工事進入ゲートに交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう充分注意し施工するものとする。
 - ・工事車両等の配置及び経路は、日・時により制限があるので事前に打合せをおこなうものとする。
 - ・工事中事前に設備配管等を十分に調査し支障のある場合は関係者に連絡して適切な処理をすること。
 - ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程調整及び確認を行う。

2. 重要備品等

◎工事に影響のある範囲内の重要備品等(有・無)

3. 施工調査

◎調査期間
本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は1週間とする。

4. 交通誘導警備員

◎交通誘導警備員
交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に20日間配置すること。
・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている。・義務付けられていない。)
・警備員は、延 20人(うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。
・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は、合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実態調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績調査書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、一月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

5. 産業廃棄物の処理

◎産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。
(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート(無筋)	(有)吉野川ポンプ (中間処分)		徳島市応神町東真方字北野7-2 徳島市応神町東真方字西中須49-1	8.8	1,200 12,000/10t車	t
コンクリート(有筋)	(有)吉野川ポンプ (中間処分)		徳島市応神町東真方字北野7-2 徳島市応神町東真方字西中須49-1	8.8	1,500 15,000/10t車	t
金属(処分)	(株)旭金属	○	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	4.0	0	t
ガラス	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	12.6	5,640	t
木材	(有)徳島興産	○	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	5.2	10,000	t
廃プラ	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	12.6	35,000	t
石膏ボード	(株)オオタ	○	徳島市西新浜町二丁目22番地 徳島市論田町新開66番地91	5.3	20,000	t
アスベスト含有建材	(株)明和ケ-ン		三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	88.6	36,000	m3

上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えない、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。
なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。
ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

6. 有価材の処理

- ① 有価材 鉄骨・軽量鉄骨 アルミサッシ スチールサッシ
② 古物商で適切に処理すること。

7. 他工事との取り合い

◎他工事と取り合い区分

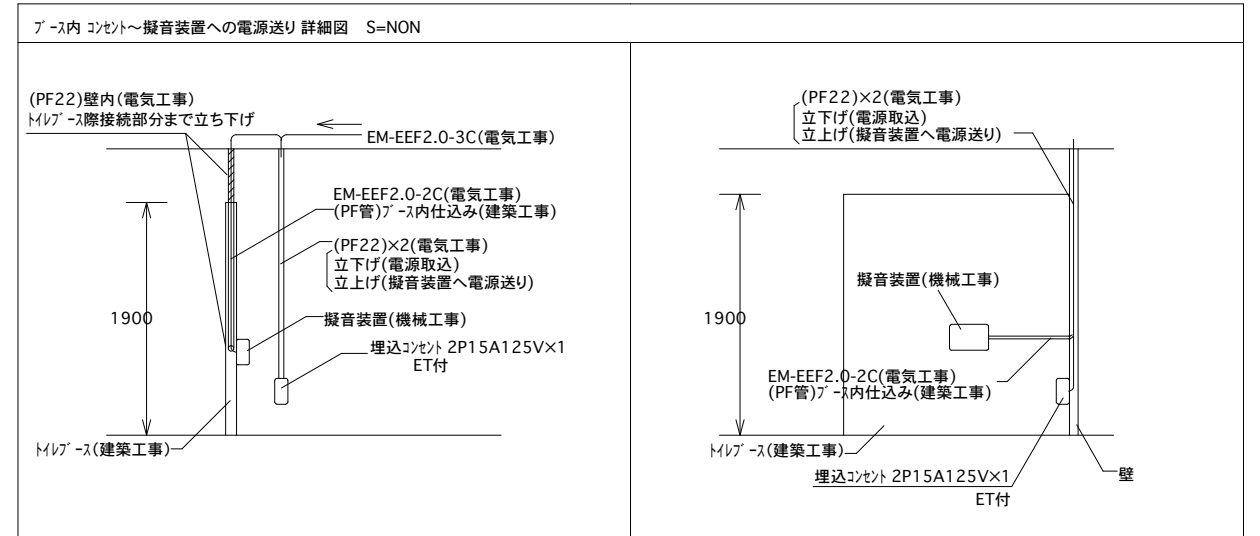
項目	建築	電気	管	その他	備考
梁・壁・床スリ-プ入れ		○	○		
同上穴埋補修		○	○		
スリ-プ開口補強(鉄筋)		○			
同上(リンブレ-ン等)		○			
床・天井点検口		○			
設備器具天井開口墨出		○	○		
同上切り込み及び開口補強		○			
衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め			○		
壁掛小便器取付壁(ライ-ニング)の補強		○			
給排気ガラリ取付け			○		
設備機器撤去		○	○		
手摺、鏡撤去、消毒ディ-スペンサ-取外し		○			
設備撤去部の孔埋め		○	○		
和便器及びスラ-プの撤去、スラ-プの復旧		○			
トイレ-プ-スパネルの加工、補強 (電気配線用の空配管、器具取付け用補強等)		○			
設備盤を軽量鉄骨壁下地に取付ける箇所の下地補強		○			

8. 技能士の適用

◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を、監督員に提出すること。
技能士は、適用する工事中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印…適用作業

工事種目	技能検定職種	技能検定作業	工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設	とび	・とび作業	屋根及びとい	建築板金	・内外装板金作業
鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業		かわらぶき	・かわらぶき作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工-作作業	金属	建築板金	・内外装板金作業
型枠	型枠施工	・型枠工-作作業	左官	左官	・左官作業
鉄骨	鉄工	・構造物鉄工作業		建具製作	・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業 ・アルミ製室内建具製作作業
		・アスファルト防水工-作作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工-作作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工-作作業 ・合成ゴム系シート防水工-作作業 ・塩化ビニルシート防水工-作作業 ・セメント系防水工-作作業 ・シーリング防水工-作作業 ・改質ア-スファルトシート工法防水工-作作業 ・改質ア-スファルトシート常温粘着工法防水工-作作業	建具	サッシ施工	○ビル用サッシ施工-作作業
		・FRP防水工-作作業		ガラス施工	・ガラス工-作作業
		・大工工-作作業	塗装	塗装	・建築塗装作業
防水	防水施工		内装	内装仕上げ施工	○プラスチック系床仕上げ工-作作業 ・カーベ-ット系床仕上げ工-作作業 ○鋼製下地工-作作業 ○ボード仕上げ工-作作業 ・カーテン工-作作業 ・木質系床仕上げ工-作作業
				表装	・表具作業 ・壁装作業
タイル	タイル張り	・タイル張り作業	配管	配管	・建築配管作業
木	建築大工		補裁	造園	・造園工-作作業
			機械設備	冷凍空調和機器施工	・冷凍空調和機器施工-作作業



※各工-間の接続方法については、詳細を工-間で打合せ調整のこと
※(PF管)PF-ス内仕込み(建築工-)についてはPF16~19としメ-カー仕様による

	徳島県県土整備部営繕課	工-名 R6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工-建築	図面番号 A-01	株式 会社 川建設計 1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
		図面名 特記仕様書 1	縮尺 NO SCALE A2:100 % A3:70.7%	

<p>2章 改修仮設工事</p> <p>1.敷地の状況確認</p> <p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。</p> <p>2.ベンチマーク</p> <p>3.足場等</p> <p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(一社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。 ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎外部足場（種類：くさび型足場）W900を並列し昇降階段付きとする ◎内部足場 種類：脚立足場 ◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎ゲート（有）・無、仕様：キャストゲートH=1.8m、W=5.0m) ◎足場等の設置業者は、関連工事の関係者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。 ◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。</p> <p>4.養生</p> <p>◎既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法：ネット状養生シート防炎1類） ◎仮間仕切りは、（A種・B種・C種）とする。 ・片面石こうボード(厚12.5、表面仕上げなし、充填剤なし)</p> <p>5.監督員事務所</p> <p>◎監督員事務所は（設ける・設けない）</p> <p>6.工事用水、電力等</p> <p>◎既存電力利用（出来る・出来ない）、電力料金（有償・無償） ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用（出来る・出来ない）、用水料金（有償・無償） ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>7.工事車両用駐車場 資材置場・現場事務所用地等</p> <p>◎同用地は、（図示の場所に）、用意していないので業者にて）設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。 駐車場等でこれより多く必要とする場合は、受注者にて設けること。</p>	<p>3章 躯体工事 (3) コンクリート工事</p> <p>1.一般事項</p> <p>◎コンクリートの種類 ○I 類 (JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・II 類 (JIS A 5308への適合したコンクリート) ◎設計基準強度</p> <table border="1" data-bbox="1715 212 2834 310"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度Fc (N/mm2)</th> <th>調和管理強度Fn (N/mm2)</th> <th>スランブ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量(t/m3)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>無</td> <td>I 類</td> <td>2.3t/m3程度</td> <td>土間コン・嵩上コン</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21+(S)</td> <td>18</td> <td>有</td> <td>I 類</td> <td>2.3t/m3程度</td> <td>スラブの和便器・床点検口 開口補修、面台撤去床補修部</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造体コンクリートの調和管理強度は、設計基準強度 (Fc) に構造体強度補正值 (S) を加えた値とする。なお、構造体強度補正值 (S) は、標仕表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。 ◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。</p> <p>2.コンクリートの仕上げり</p> <p>◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕表6.2.2による。 ◎合板せき板を用いる打ち放し仕上げの種類は、（A、B、C）種とする。 ◎コンクリートの仕上げりの平たんさは、標仕表6.2.5による。</p> <p>3.普通 コンクリート</p> <p>◎セメントの種類は、（普通ポルトランドセメント）・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種)とする。 ◎骨材は、標仕6.3.1(2)による。 ◎細骨材としてフェロニッケルスラグを使用（できる、できない）。 ◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。 ◎コンクリート中の塩化物量は、0.30kg/m3以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。 ◎試験りは（行う・行わない） ◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。 ◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m3に含まれるアルカリ総量をNa2O換算で3.0kg以下にする。 2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種]あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種]、もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。 ◎混和材は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。</p> <p>4.レディミクスト コンクリート工場の指定</p> <p>◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員との承諾を受ける。</p> <p>5.型枠</p> <p>◎型枠は、（県産木製型枠・合板）・金属製・樹脂製・打込み型枠・ブロック)とする。</p> <table border="1" data-bbox="1715 1073 2674 1115"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>―</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td>和便器・床点検口 開口補修</td> </tr> </tbody> </table>	コンクリートの種類	設計基準強度Fc (N/mm2)	調和管理強度Fn (N/mm2)	スランブ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量(t/m3)	適用箇所	普通	18	18	15	無	I 類	2.3t/m3程度	土間コン・嵩上コン	普通	21	21+(S)	18	有	I 類	2.3t/m3程度	スラブの和便器・床点検口 開口補修、面台撤去床補修部	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	6.8.2(2)(イ)	―	なし			和便器・床点検口 開口補修
コンクリートの種類	設計基準強度Fc (N/mm2)	調和管理強度Fn (N/mm2)	スランブ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量(t/m3)	適用箇所																														
普通	18	18	15	無	I 類	2.3t/m3程度	土間コン・嵩上コン																														
普通	21	21+(S)	18	有	I 類	2.3t/m3程度	スラブの和便器・床点検口 開口補修、面台撤去床補修部																														
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																
6.8.2(2)(イ)	―	なし			和便器・床点検口 開口補修																																
<p>3章 躯体工事 (1) 土・地業工事</p> <p>1.盛土</p> <p>◎使用土は（A種、B種、C種、D種）とし、機器により締め固める。</p> <p>2.砂利・砂及び捨コンクリート 地業等</p> <p>◎材料は、市場品とする。 ◎砂利及び砂地業 ・厚さが300mmを越える場合は、300mmごとに締固めを行う。 ・砂利は、（切込砂利・切込砕石・再生砕石）とする。</p> <table border="1" data-bbox="350 993 1071 1056"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用部位</th> <th>厚さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生ガラツヤラン</td> <td>土間コン下</td> <td>図面参照</td> <td>RC30</td> </tr> </tbody> </table> <p>・締固めは、ランマ-3回突き、振動コンパクター-2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。 ◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。 ◎捨コンクリートは、無筋コンクリート（スランブ15cm、設計基準強度18N/mm2）とし、厚さは、50mmとする。 ◎床下防湿層は、ポリエチレン厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際のみみ込みは250mm、断熱材のある場合のみみ込みは400mm以上とする。 ◎防湿層の位置は、土間スラブ又は土間コンの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。</p>	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲	再生ガラツヤラン	土間コン下	図面参照	RC30	<p>◎コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m3に含まれるアルカリ総量をNa2O換算で3.0kg以下にする。 2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種]あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種]、もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。 ◎混和材は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。</p>																												
種別	使用部位	厚さ	粒度範囲																																		
再生ガラツヤラン	土間コン下	図面参照	RC30																																		
<p>3章 躯体工事 (2) 鉄筋工事</p> <p>1.材料</p> <table border="1" data-bbox="329 1234 1261 1293"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD295</td> <td>D16以下</td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>網目の形状：格子 寸法：150×150 径：6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2.材料試験</p> <p>◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること</p> <p>3.継手及び定着</p> <p>◎鉄筋の継手は（重ね継手）・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手）とする。 ◎結束線の端部は内側に折り曲げる。 ◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。ただし、地階を有しない階土間を除く。</p> <p>4.鉄筋のかぶり 厚さ及び間隔</p> <p>◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図[1節-基礎及び基礎梁の配筋]～[7節-梁貫通孔その他配筋]による。</p> <p>5.配筋検査</p> <p>◎主要な配筋は、コンクリート打ち込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。</p> <p>6.あと施工アンカー工事 (耐震改修工事に伴うものを除く)</p> <p>◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。 ◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。 ◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。 ◎あと施工アンカーは（金属系アンカー）・接着系アンカー）とする。 ・金属系アンカー</p>	規格番号	規格名称	種類の記号	径 (mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D16以下	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状：格子 寸法：150×150 径：6		<p>4章 建具改修工事</p> <p>1.一般事項</p> <p>◎外部に面する建具は、建築基準法施行令、及び「屋根葺き材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準（昭和46年建設省告示第109号）」に基づき安全性を確認すること。 ◎建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。 ◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。 ◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等があれば、監督員と協議すること。 ◎防火戸の指定は建具表による。 ◎建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。</p> <table border="1" data-bbox="1736 1356 2576 1398"> <thead> <tr> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>遮音性</th> <th>面内変形追随性</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>図面参照</td> <td>亜鉛めっき鋼板</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎鋼板は、JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、めっき付着量はZ12又はF12を満足するものとする。 なおあらかじめりん酸塩処理又はクロメートフリー処理による化成膜処理を行ったものを用いる。 ◎鋼板類の厚さは建具表による。 ◎製造所：評価名簿による。</p> <p>4.建具金物</p> <p>◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.8.1による。 ◎金属製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.2による。 ◎既成又はこれに準ずる建具金物は、建具製作所の仕様による。 ◎握り玉及びレバハンドル、押板類、クランク等の取付け位置は図示による。</p>	耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	面内変形追随性	使用箇所	表面処理	備考						図面参照	亜鉛めっき鋼板									
規格番号	規格名称	種類の記号	径 (mm)																																		
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D16以下																																		
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状：格子 寸法：150×150 径：6																																			
耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	面内変形追随性	使用箇所	表面処理	備考																														
					図面参照	亜鉛めっき鋼板																															
	<p>徳島県県土整備部営繕課</p>		<p>工事名 R6営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築</p> <p>図面名 特記仕様書 2</p>	<p>図面番号 A-02</p> <p>縮尺 NO SCALE A2:100 % A3:70.7%</p>	<p>株式会社 川建設計</p>	<p>1級建築士登録 第126265号 川端社一郎</p>																															

16. 鏡 ◎防湿性を有するものとする。 寸法：図示×厚さ6mm(中央部フロスト加工)

17. 手すり		施工箇所	仕様
	小便器用	図示による	樹脂被膜タイプ34φ
	L型手すり	図示による	樹脂被膜タイプ34φ
	I型手すり	図示による	樹脂被膜タイプ34φ

18. 棚板 ◎図示による

19. 洗面カウンター ◎図示による

20. サイン ◎図示による

21. セルフレベリング材塗り

◎セルフレベリング材の種類(せっこう系・セメント系)

塗り厚さ(図示による)

施工箇所は、(仕上表による)・図示による。

◎シーラーその他の材料は、セルフレベリング材製造所の指定する製品とする。

6章 塗装改修工事

1. 一般事項

◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。

◎塗料は揮発性不揮発性のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。

◎エポキシ樹脂等(エポキシ樹脂、アミン樹脂、フェノール樹脂、レジン樹脂又はエポキシ樹脂系防腐剤)を用いた塗料の揮発量は、F☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、揮発量の発散量がF☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

2. 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)

区分	種別		下地調整 素地ごしらえ	錆止め塗料		備考
	屋外	屋内		屋外	屋内	
新設木部		標仕18.4.2 B種	A種			
既設木部		改標仕7.5.2 B種	RB種			
新設亜鉛メッキ面		標仕18.4.4	B種		A種	鋼製戸・枠

3. つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)

区分	種別		下地調整 素地ごしらえ	錆止め塗料		備考
	屋外	屋内		屋外	屋内	
新設モルタル面		標仕18.8.2 B種	B種			
既設モルタル面		改標仕7.9.2 B種	RB種			
新設けい酸カルシウム板面		標仕18.8.2 B種	B種			

4. 合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP)

区分	種別	下地調整 素地ごしらえ	備考
新設モルタル面	標仕18.9.2 B種	B種	
既設モルタル面	改標仕7.10.2 B種	RB種	
新設けい酸カルシウム板面	標仕18.9.2 B種	B種	

7章 環境配慮(グリーン)改修工事

1. 一般事項

◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。

◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。

◎既存の石綿含有建材の分析結果は(貸与する「な」)。

◎事前の施工調査等を改標仕1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。

- 調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出すること。
- 調査結果は3年間保存すること。
- 分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。

◎表示、掲示は次のとおり行うこと。

- 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
- 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
- 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
- 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

◎アスベスト粉塵濃度測定を(行う「な」)。

◎施工計画

- 工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。
- アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。

◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督員に提出する。

2. アスベスト含有成形板の除去

◎養生等

- 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。
外部足場()
- 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。
内部足場(脚立足場)
養生種別(プラスチックシート 厚0.15mm以上)

◎工法

- 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。
- 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま「手ばらし」とする。建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。

なお、やむを得ず切断、破砕等を行わなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。

ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離(負圧不要)を行う。

◎除去箇所一覧表

棟	階数	室名	建材種別	面積	調査方法
1a. 本館西	1~4	洗面・廊下床 洗面・便所天井	ビニル床シート せっこうボード	25.2m2 115 m2	みなし "
	2~4	便所床・立上り	アスファルト防水層	15.6m2	"
1b. 本館東	1~2	洗面・廊下床 洗面・便所天井	ビニル床シート せっこうボード	11.5m2 40.0m2	" "
	2	便所床・立上り	アスファルト防水層	3.8m2	"
2. 北校舎	1~4	廊下床	ビニル床シート	0.7m2	"
	2~4	便所床・立上り	アスファルト防水層	15.4m2	"
3. 西校舎	1~3	廊下床	ビニル床シート	2.2m2	"
	3	廊下天井	せっこうボード	2.6m2	"
	2, 3	便所床・立上り	アスファルト防水層	6.6m2	"
4. 情報図書会館	1	廊下床	ビニル床タイル	0.4m2	"
	1	便所壁	けい酸カルシウム板	0.6m2	"
	1	便所天井	せっこうボード	22.9m2	"
5a. 特別教室東	2	廊下床	ビニル床シート	0.4m2	"
	2	廊下・便所天井	防火ライト	33.1m2	"
	1	簿記実習室Ⅰ天井	ロックウール化粧吸音板	25.9m2	"
	2	便所床・立上り	アスファルト防水層	10.9m2	"
5b. 特別教室西	2	廊下床	ビニル床シート	0.5m2	"
	2	便所天井	防火ライト	28.0m2	"
	1	簿記実習室Ⅱ天井	ロックウール化粧吸音板	34.3m2	"
	2	便所床・立上り	アスファルト防水層	14.3m2	"
6. 研修会館	1	洗面床	ビニル床タイル	0.2m2	"
	2	研修室床	ビニル床シート	0.3m2	"
	1, 2	便所天井	石綿板	17.9m2	"
	1	洗面天井	ロックウール化粧吸音板	12.2m2	"
	2	便所床・立上り	アスファルト防水層	2.4m2	"
7. 徳商會館	1, 2	廊下床	ビニル床タイル	7.6m2	"
	1, 2	廊下・便所天井	せっこうボード	25.7m2	"

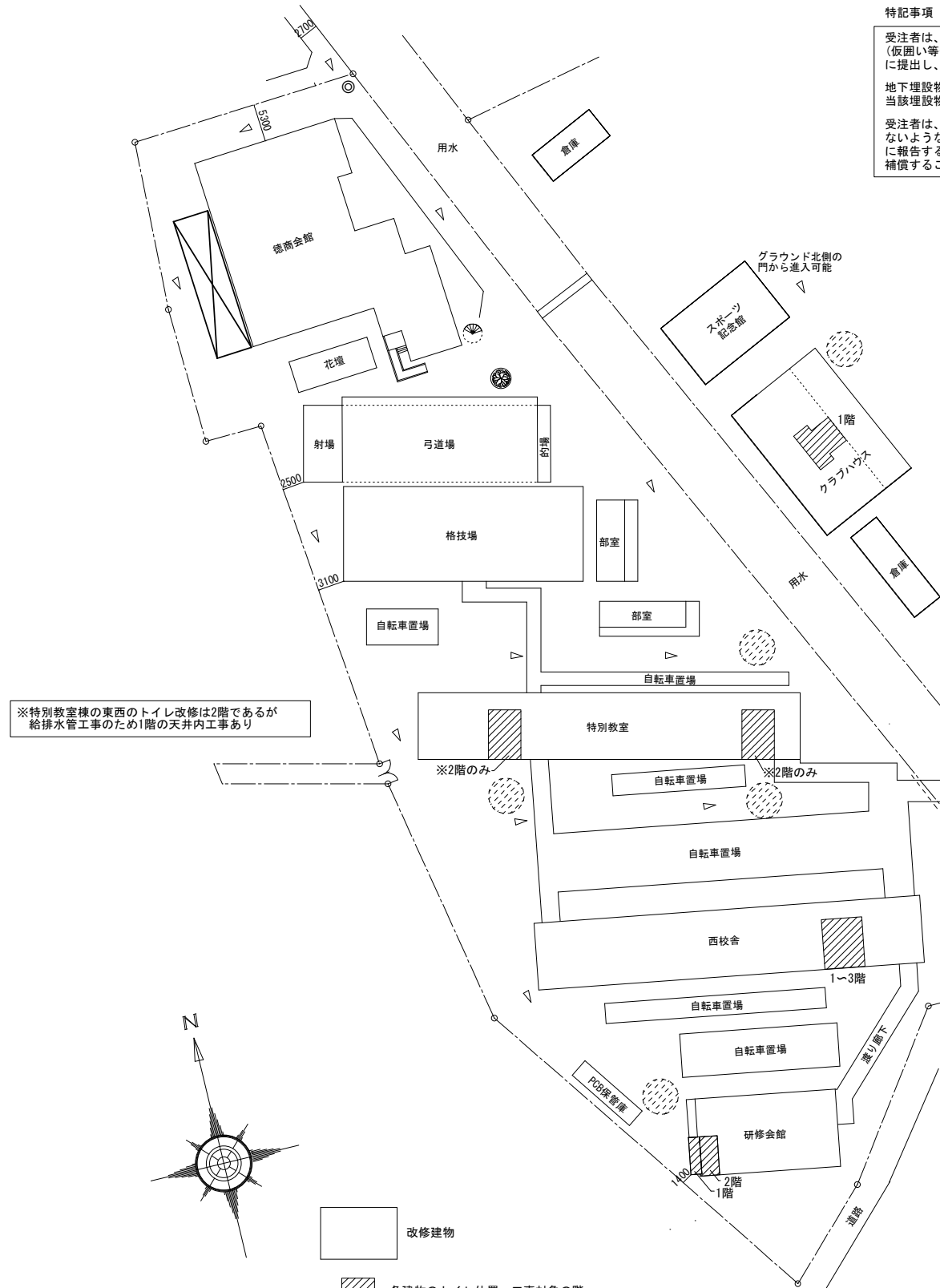
◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。

◎施工記録

- 施工記録 報告書を作成し、監督員に提出すること。
- 作業計画による作業の記録 は、3年間保存すること。

徳島県県土整備部営繕課	工事名	図面番号	1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
	R6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築	A-04	
	図面名	縮尺	
	特記仕様書 4	NO SCALE A2:100 % A3:70.7%	

株式会社 川建設計

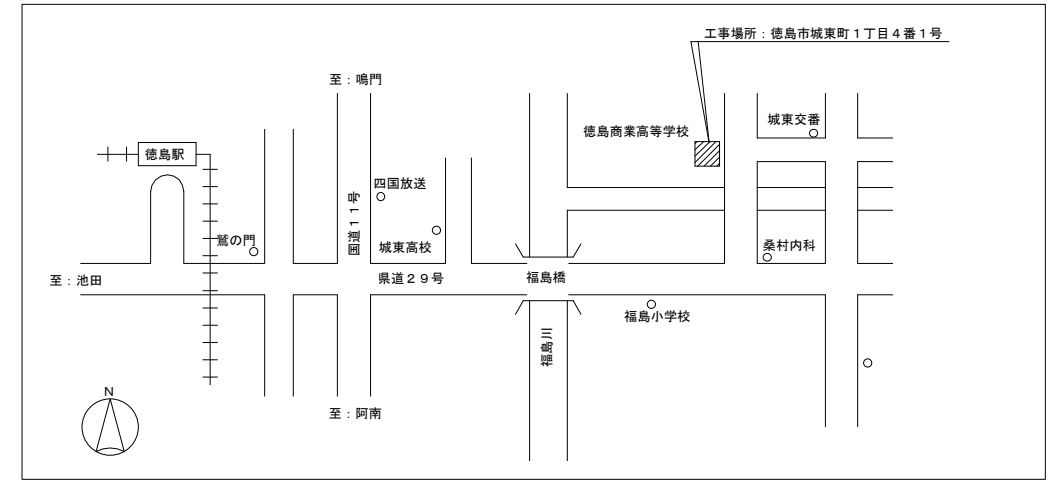


特記事項

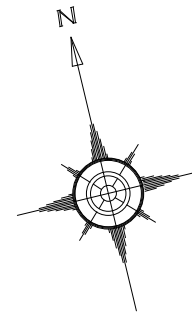
受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行ない、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行ない当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。



付近見取図



- 改修建物
- 各建物のトイレ位置・工事対象の階
- 仮設現場事務所及び工事車両置場
- 資材の搬出搬入用に車両の車両駐車が可能な位置（但し学校側と日時調整が必要）
- 交通誘導員（適宜工事車両の通行に合わせ移動のこと）
- 車両動線を示す

配置図 1/600

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築	図面番号	A-05	株式会社 川建設 1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
	図面名	共通 配置図、付近見取図、支障物件図	縮尺	A2:100 % A3:70.7%	

下地・塗装・内装仕上凡例

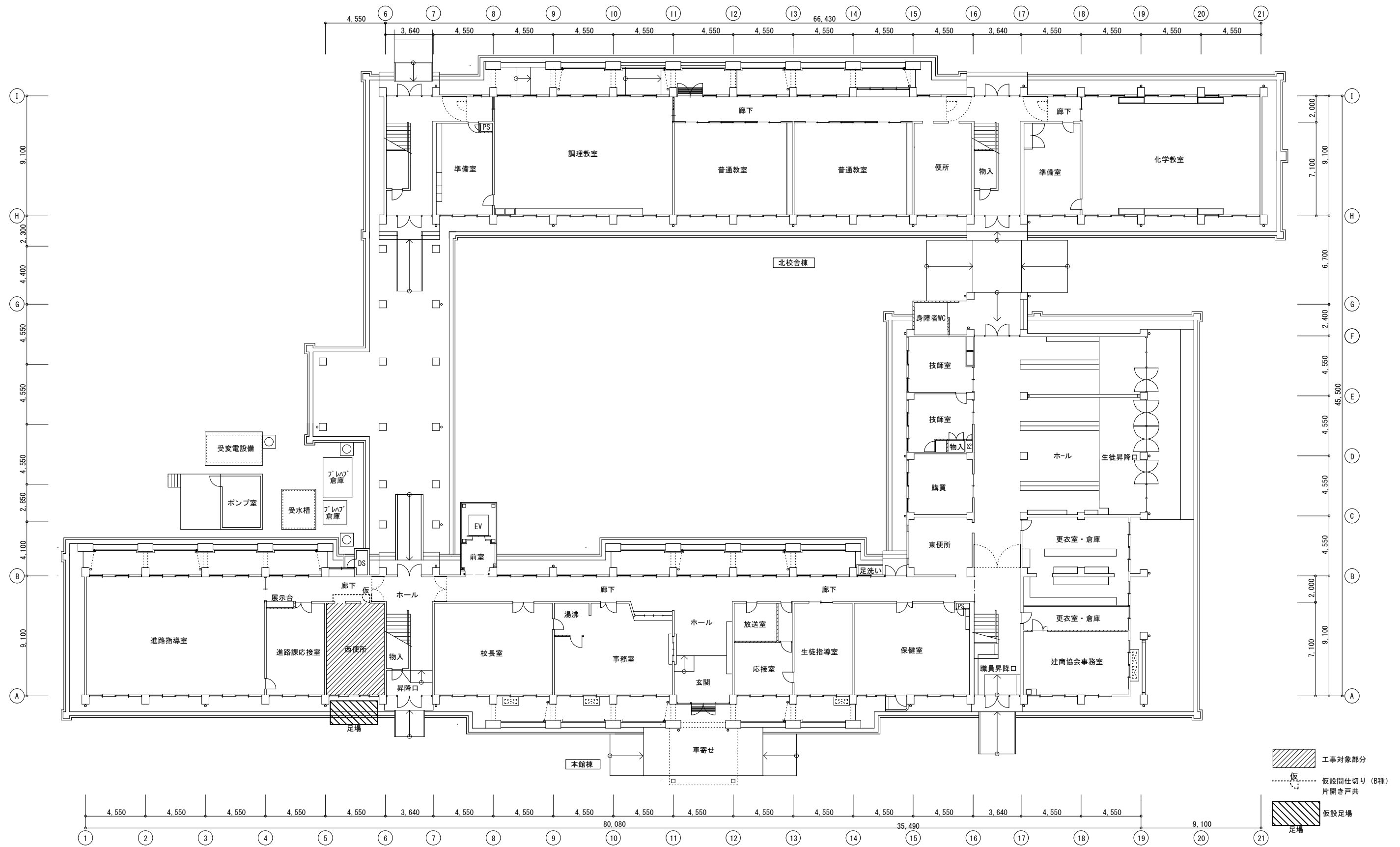
RC	鉄筋コンクリート	FS	ビニル床シート	FK 6	けい酸カルシウム板 厚6(かさ比重0.8g/cm3)	不燃材料	SOP	合成樹脂調合ペイント	
CB	コンクリートブロック積み	トイレ用FS	ビニル床シート(トイレ用)	FK 8	けい酸カルシウム板 厚8(かさ比重0.8g/cm3)	不燃材料	EP	合成樹脂エマルジョンペイント	
LGS	軽量鉄骨壁・天井下地						EP-G	つや有り合成樹脂エマルジョンペイント	
		GB-R 12.5	せっこうボード 厚12.5	不燃材料	DR 9	ロックウール化粧吸音板 厚9	不燃材料	DP	耐候性塗料
GW50	グラスウール 24K/m3 厚50mm	GB-R 9.5	せっこうボード 厚9.5	準不燃材料				WP	木材保護塗料
AS防水	アスファルト防水 E-2	GB-NC 9.5	不燃積層せっこうボード 厚9.5	不燃材料	MP ○○○	メラミンポストフォーム面台		VE	塩化ビニール樹脂エナメル
		GB-D 9.5	化粧せっこうボード 厚9.5	準不燃材料					
		GB-S 12.5	シーリングせっこうボード 厚12.5	不燃材料	メラミン不燃化粧板厚3	不燃材料 不燃 NM-2183			
		GB-F 12.5	強化せっこうボード 厚12.5	不燃材料	◇	アスベスト含有建材			

内部仕上表

階	室名	改修前後	床		巾木		腰・中壁		小壁		天井		CH	備考
			下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上		
1	男女便所 旧男女便所部	改修前	下地モルタル(撤去)	モザイクタイル張り(撤去)	下地モルタル (既存残し、一部撤去)	75角陶器質タイル張り (既存残し、一部撤去)	下地モルタル (既存残し、一部撤去)	75角陶器質タイル張り (既存残し、一部撤去)	モルタル (既存残し、一部撤去)	VE塗り(下地処理)	LGS天井下地(撤去)	◇GB-R 9底目地張り VE塗り(撤去) 塩ビ製廻り縁(撤去)	2400	トイレ-ス(撤去) テラゾ-面台・沓摺(撤去) 床点検口(撤去) 天井点検口(撤去)
		改修後	鋼製床下地(新設) (構造用合板厚12のうえ ラワン合板厚12共)	トイレ用FS(新設) 男子便所小便器部のみ 汚染防止タイル張り(新設)	タイル(既設) LGS壁下地(新設)	壁仕上のうえ SUS H60 t=1.5(新設) 壁仕上のうえ SUS H60 t=1.5(新設)	タイル(既設) モルタル(新設) LGS壁下地(新設) LGS壁下地(新設)	メラミン不燃化粧板厚3(新設) メラミン不燃化粧板厚3(新設) GB-R12.5+12.5メラミン不燃化粧板厚3 (新設) GB-R12.5メラミン不燃化粧板厚3(新設)	樹脂モルタル(新設) モルタル(新設) LGS壁下地(新設)	メラミン不燃化粧板厚3(新設) メラミン不燃化粧板厚3(新設) GB-R12.5+12.5メラミン不燃化粧板厚3 (新設) GB-R12.5メラミン不燃化粧板厚3(新設)	LGS天井下地(新設) インサート(新設)	GB-D 9.5張り 突付け(新設) 塩ビ製廻り縁(新設)	2350	トイレ-ス(新設) MP面台(新設) 棚(新設) モップ掛け(新設) 床点検口(新設) 天井点検口(新設)
2	男女便所 旧男女便所部	改修前	AS防水(既存残し) パライトコン(既存残し) 下地モルタル(撤去)	モザイクタイル張り(撤去)	1階男女便所 旧男女便所部と同じ	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	2400	トイレ-ス(撤去) テラゾ-面台・沓摺(撤去) 天井点検口(撤去)
		改修後	鋼製床下地(新設) (構造用合板厚12のうえ ラワン合板厚12共)	トイレ用FS(新設) 男子便所小便器部のみ 汚染防止タイル張り(新設)	1階男女便所 旧男女便所部と同じ	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	2350
3、4	男女便所 旧男女便所部	改修前	AS防水(既存残し) パライトコン(既存残し) 下地モルタル(撤去)	モザイクタイル張り(撤去)	下地モルタル (既存残し、一部撤去)	75角陶器質タイル張り (既存残し、一部撤去)	1階男女便所 旧男女便所部と同じ	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	2400	トイレ-ス(撤去) テラゾ-面台・沓摺(撤去) 天井点検口(撤去)
		改修後	鋼製床下地(新設) (構造用合板厚12のうえ ラワン合板厚12共)	トイレ用FS(新設) 男子便所小便器部のみ 汚染防止タイル張り(新設)	下地処理 LGS壁下地(新設) LGS壁下地(新設) LGS壁下地(新設)	FS H60巻上げ(新設) GB-R12.5+12.5 FS H60巻上げ (新設) GB-R12.5 FS H60巻上げ(新設) 男子便所小便器部のみ 壁仕上のうえ SUS H60 t=1.5(新設)	1階男女便所 旧男女便所部と同じ	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	2350
1	男女便所 旧男女洗面部	改修前	モルタル (既存残し、一部撤去)	◇FS(撤去)	1階男女便所 旧男女便所部と同じ	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	2350	トイレ-ス(撤去) テラゾ-面台・沓摺(撤去) SUS沓摺(撤去) 天井点検口(撤去)
		改修後	下地処理 モルタル(新設)	トイレ用FS(新設) トイレ用FS(新設)	1階男女便所 旧男女便所部と同じ	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	2350
2	男女便所 旧男女洗面部	改修前	AS防水(既存残し) パライトコン(既存残し) モルタル (既存残し、一部撤去)	◇FS(撤去)	1階男女便所 旧男女便所部と同じ	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	2350	トイレ-ス(撤去) テラゾ-面台(撤去) テラゾ-面台・沓摺(撤去) SUS沓摺(撤去) 天井点検口(撤去)
		改修後	下地処理 モルタル(新設)	トイレ用FS(新設) トイレ用FS(新設)	1階男女便所 旧男女便所部と同じ	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	2350
3、4	男女便所 旧男女洗面部	改修前	2階男女便所 旧男女洗面部と同じ	同 左	3、4階男女便所 旧男女便所部と同じ	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	2350	トイレ-ス(撤去) テラゾ-面台・沓摺(撤去) SUS沓摺(撤去) 天井点検口(撤去)
		改修後	2階男女便所 旧男女洗面部と同じ	同 左	3、4階男女便所 旧男女便所部と同じ	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	2350
1~4	掃除具入	改修前	1階男女便所、2階男女便所 旧男女洗面部と同じ	同 左	下地モルタル(撤去)	75角陶器質タイル張り(撤去)	下地モルタル(撤去)	75角陶器質タイル張り(撤去)	モルタル(撤去)	VE塗り(撤去)	1階男女便所 旧男女便所部と同じ	同 左	2350	
		改修後	1階男女便所、2階男女便所 旧男女洗面部と同じ	同 左	LGS壁下地(新設) LGS壁下地(新設)	GB-R12.5+12.5+FK6 ビニル巾木 H60(新設) GB-R12.5+FK6 ビニル巾木 H60 (新設)	LGS壁下地(新設) LGS壁下地(新設)	GB-R12.5+12.5+FK6 底目地張り EP-G 塗り(新設) GB-R12.5+FK6 底目地張り EP-G塗り (新設)	LGS壁下地(新設) LGS壁下地(新設)	GB-R12.5+12.5+FK6 底目地張り EP-G 塗り(新設) GB-R12.5+FK6 底目地張り EP-G塗り (新設)	1階男女便所 旧男女便所部と同じ	同 左	2350	モップ掛け(新設)
1~4	廊下	改修前	モルタル (既存残し、一部撤去)	◇FS(既存残し、一部撤去)	モルタル (既存残し、一部撤去)	ビニル巾木 H100 (既存残し、一部撤去)	モルタル (既存残し、一部撤去)	VE塗り(既存残し、一部撤去)	腰・中壁壁に同じ	腰・中壁壁に同じ	LGS天井下地(既存残し)	◇GB-R 9底目地張り VE塗り (既存残し)	2880	
		改修後	下地処理	現状維持 FS(一部新設)	モルタル(新設)	現状維持 ビニル巾木 H100(一部新設)	モルタル(新設) モルタル(下地調整)	現状維持 EP-G塗り(新設) EP-G塗り(改修)	腰・中壁壁に同じ	腰・中壁壁に同じ	現状維持	現状維持		

共通事項 LGS天井下地(新設)部は、天井インサート用金属拡張アンカーM10(新設)

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R 6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築	図面番号	A1a-01	株式会社 川建設計 1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
	図面名	本館西 改修前・後 仕上表	縮尺	NO SCALE A2:100 % A3:70.7%	



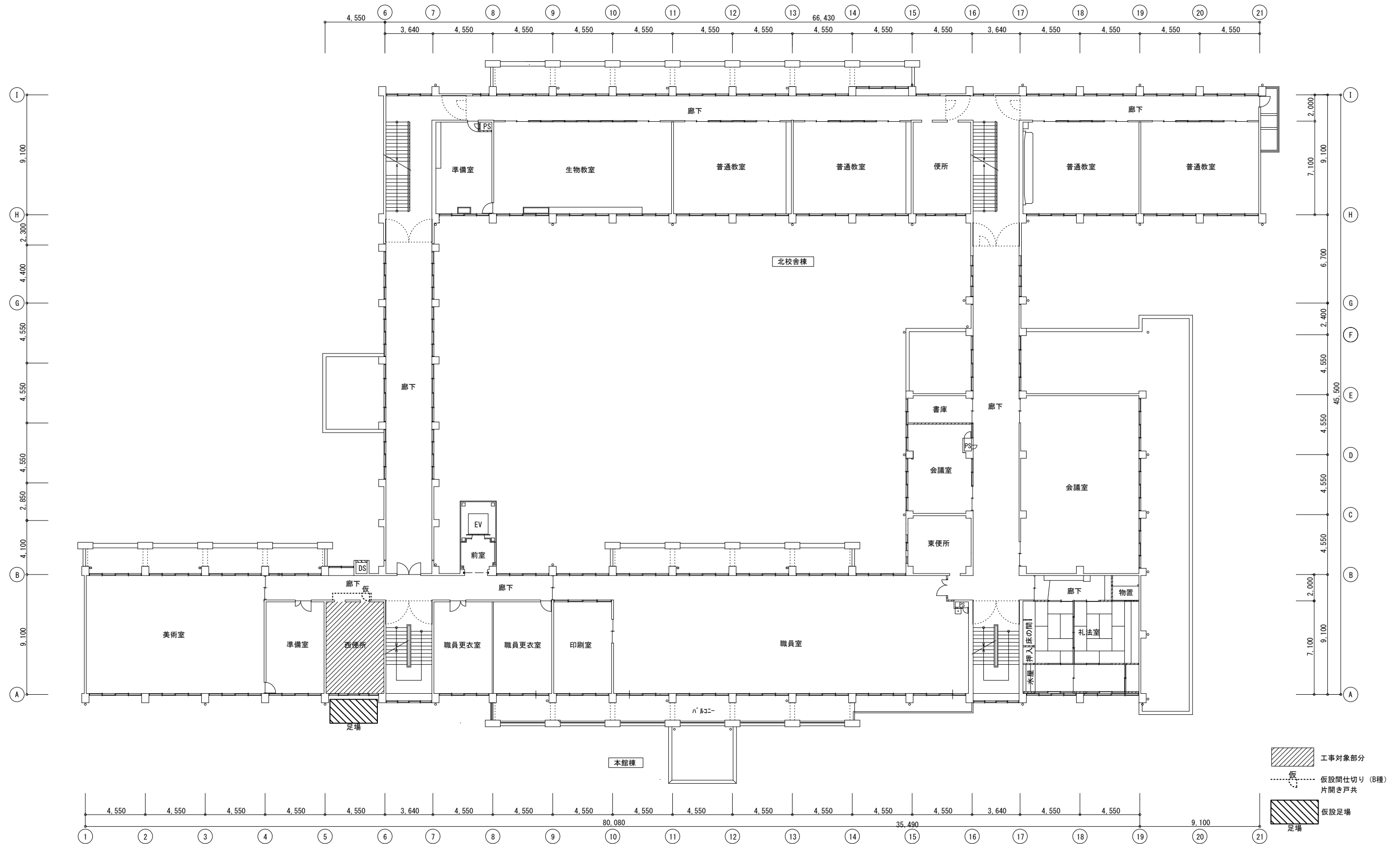
徳島県県土整備部営繕課

工事名
R6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築
図面名
本館西 1階平面図、仮設計画図

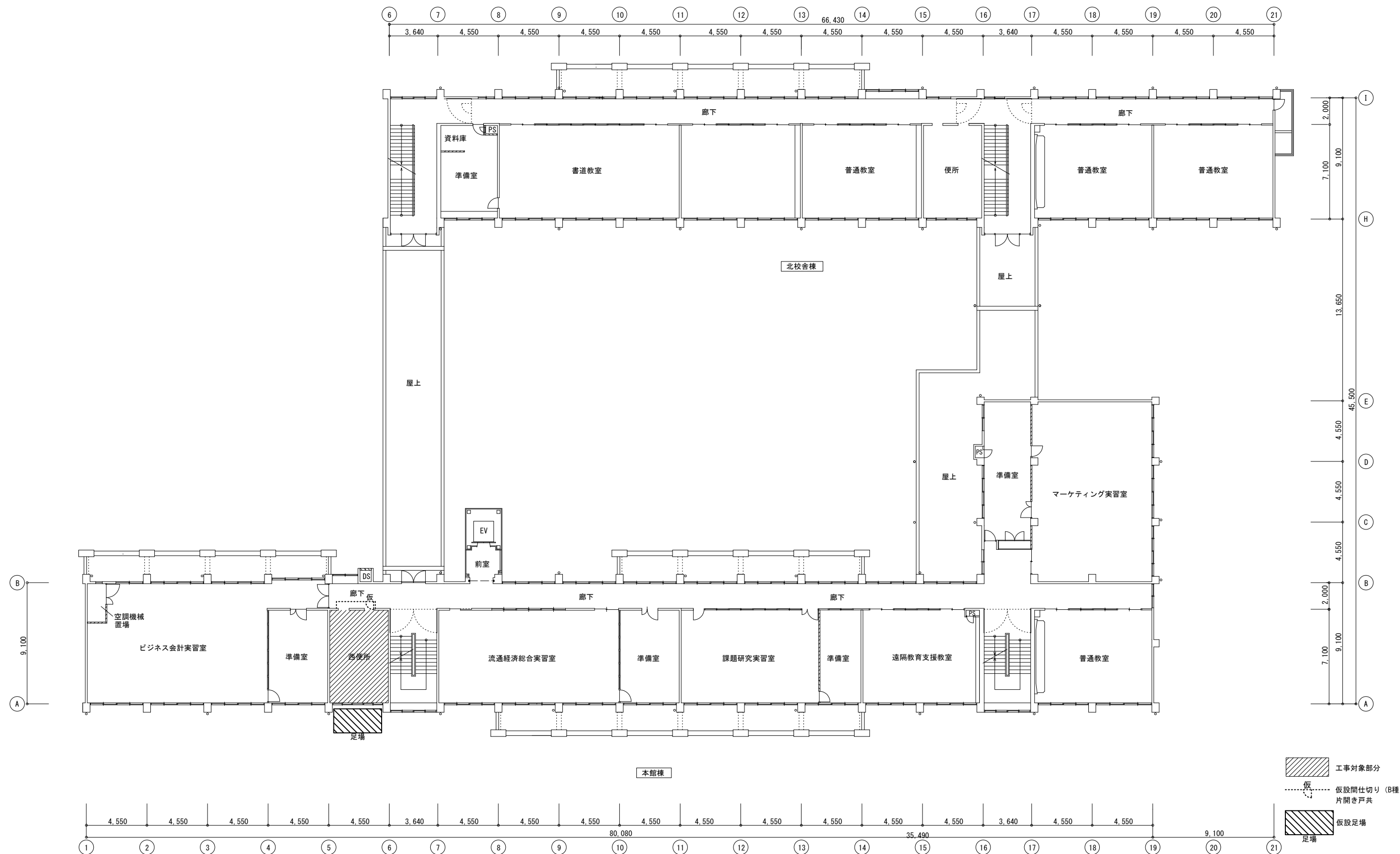
図面番号
A1a-02
縮尺
A2:100 %
A3:70.7%


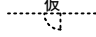

株式会社 川建設

1級建築士登録
第126265号
川端社一郎

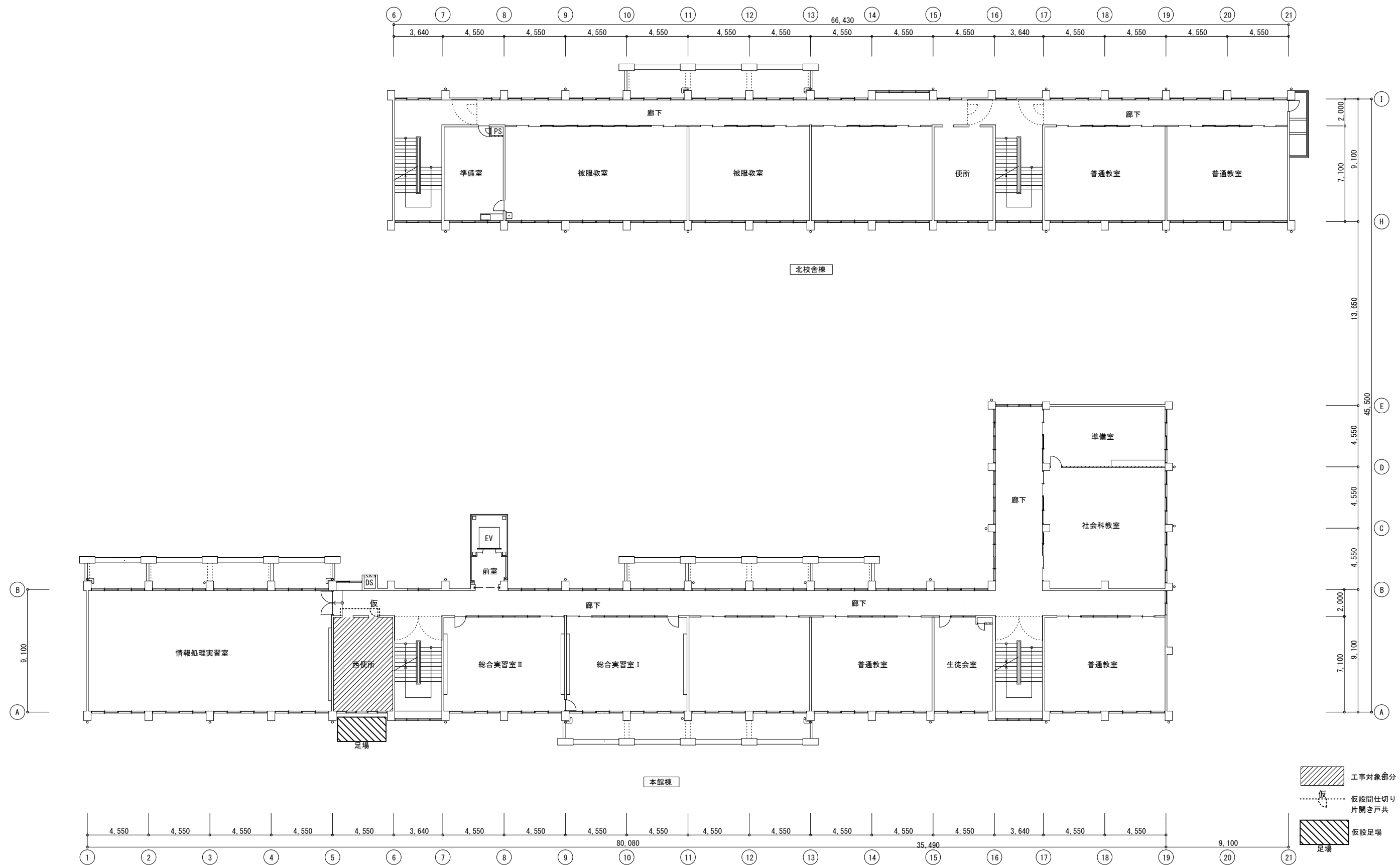


徳島県土整備部営繕課	工事名 R6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築	図面番号 A1a-03	株式会社 川建設計 1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
	図面名 本館西 2階平面図、仮設計画図	縮尺 A2:100 % A3:70.7%	



-  工事対象部分
-  仮設間仕切り (B種)
片開き戸共
-  仮設足場

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築	図面番号	A1a-04	株式会社 川建設計 1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
	図面名	本館西 3階平面図、仮設計画図	縮尺	A2:100 % A3:70.7%	



徳島県県土整備部営繕課

工事名
R 6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築

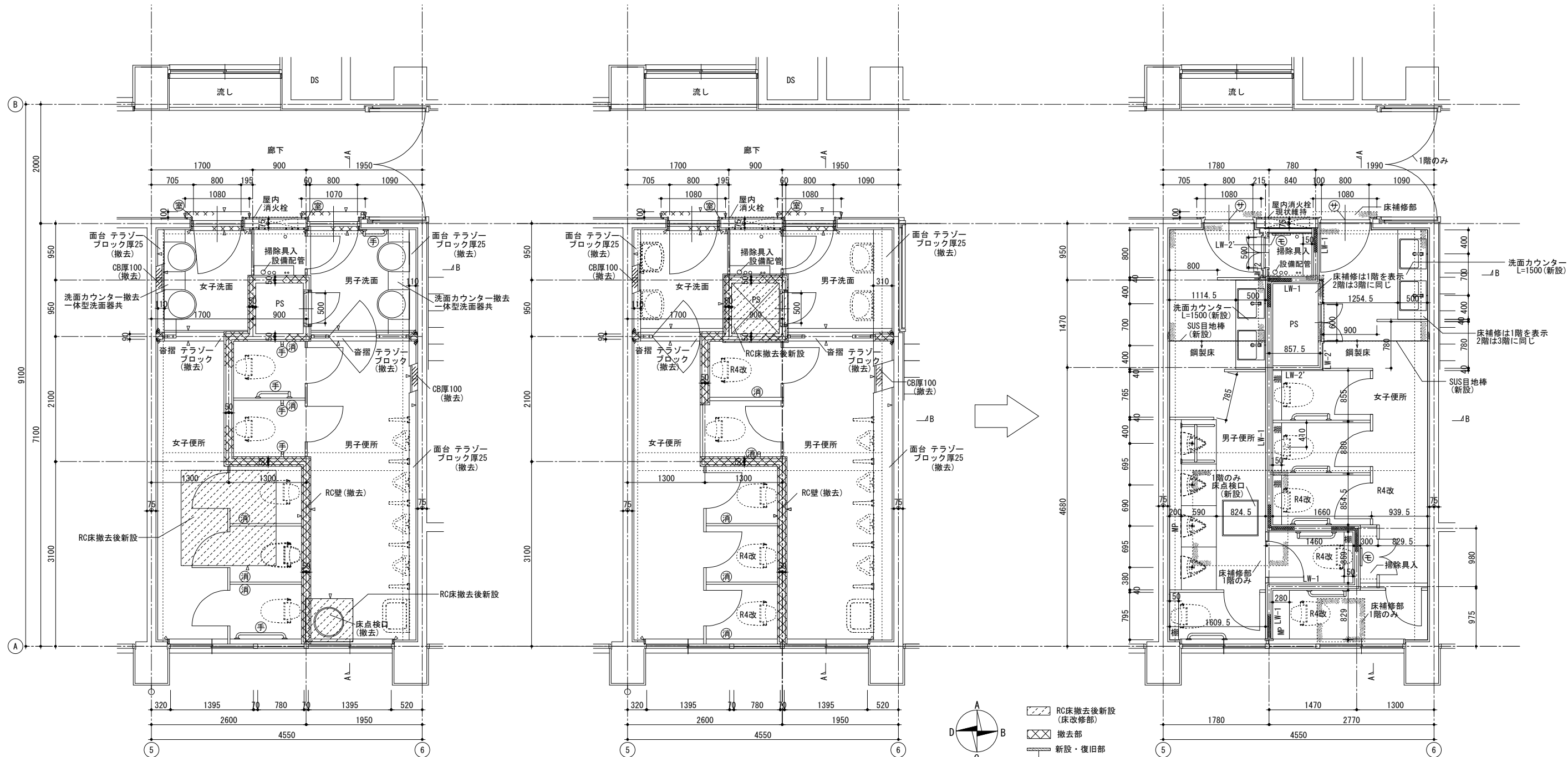
図面名
本館西 4階平面図、仮設計画図

図面番号
A1a-05

縮尺
A2:100 %
A3:70.7%

株式会社 川建設計

1級建築士登録
第126265号
川端社一郎



改修前 1階平面詳細図
 (室) 室名札撤去
 (手) 手すり撤去

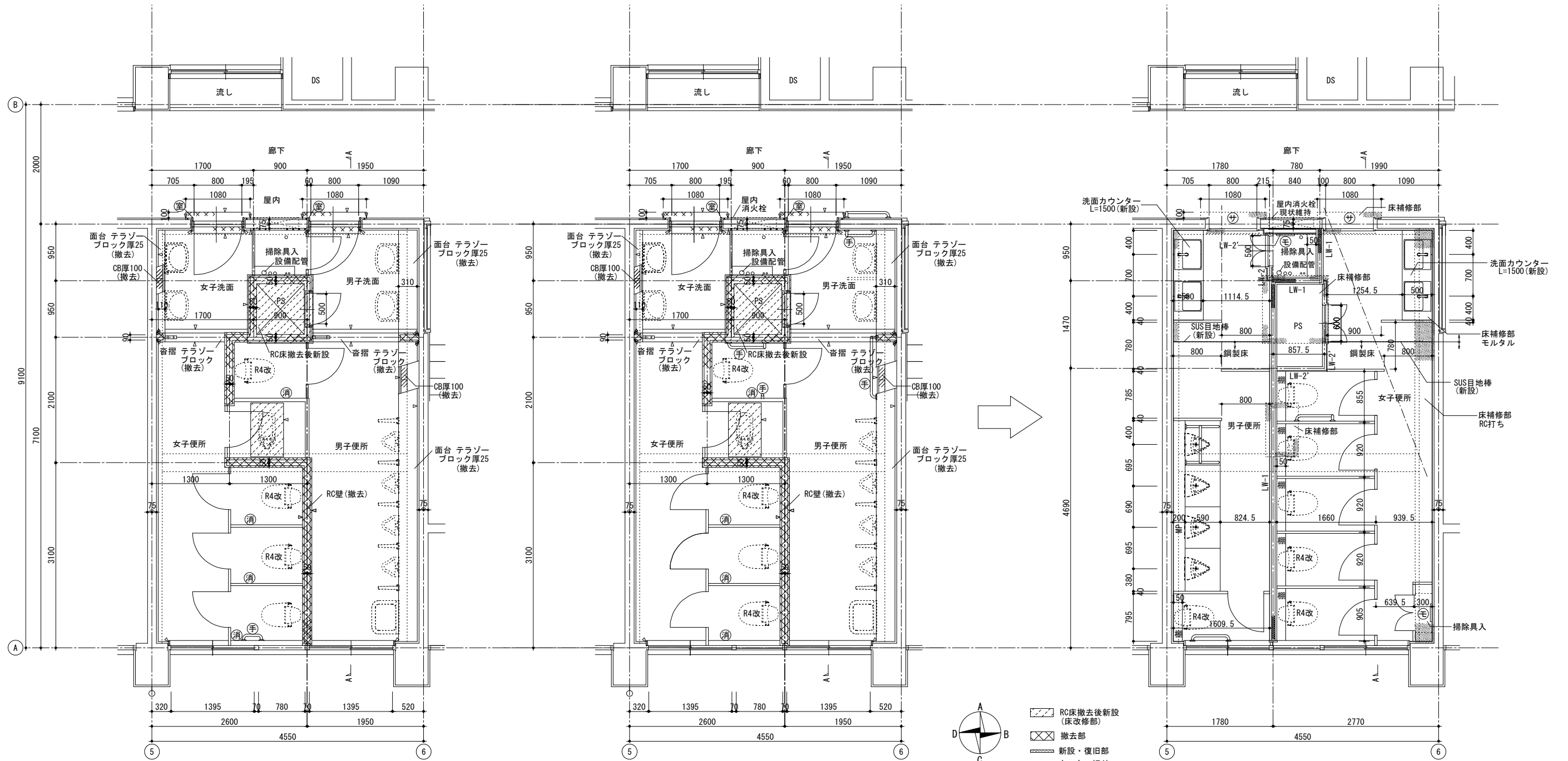
改修前 2階平面詳細図
 (室) 室名札撤去
 ※R4改便器の再利用×3 (設備工事)

改修後 1、2階平面詳細図
 ※R4改便器の再利用×3 2階のみ (設備工事)



- RC床撤去後新設 (床改修部)
- 撤去部
- 新設・復旧部
- カッター切り
- モップ掛
- ピクトサイン
- RC床撤去後新設 (点検口、和便器、PSの改修部)
- 消毒ディスペンサー
1階×5、2階×5 取外し後学校へ引き渡し

徳島県土整備部営繕課	工事名 R6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築	図面番号 A1a-06	1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
	図面名 本館西 改修前・後 1、2階平面詳細図	縮尺 A2:100 % A3:70.7%	株式会社 川建設 川端社一郎



改修前 3階平面詳細図

- Ⓢ 室名札撤去
- Ⓜ 手すり撤去
- ※R4改便器の再利用×3 (設備工事)

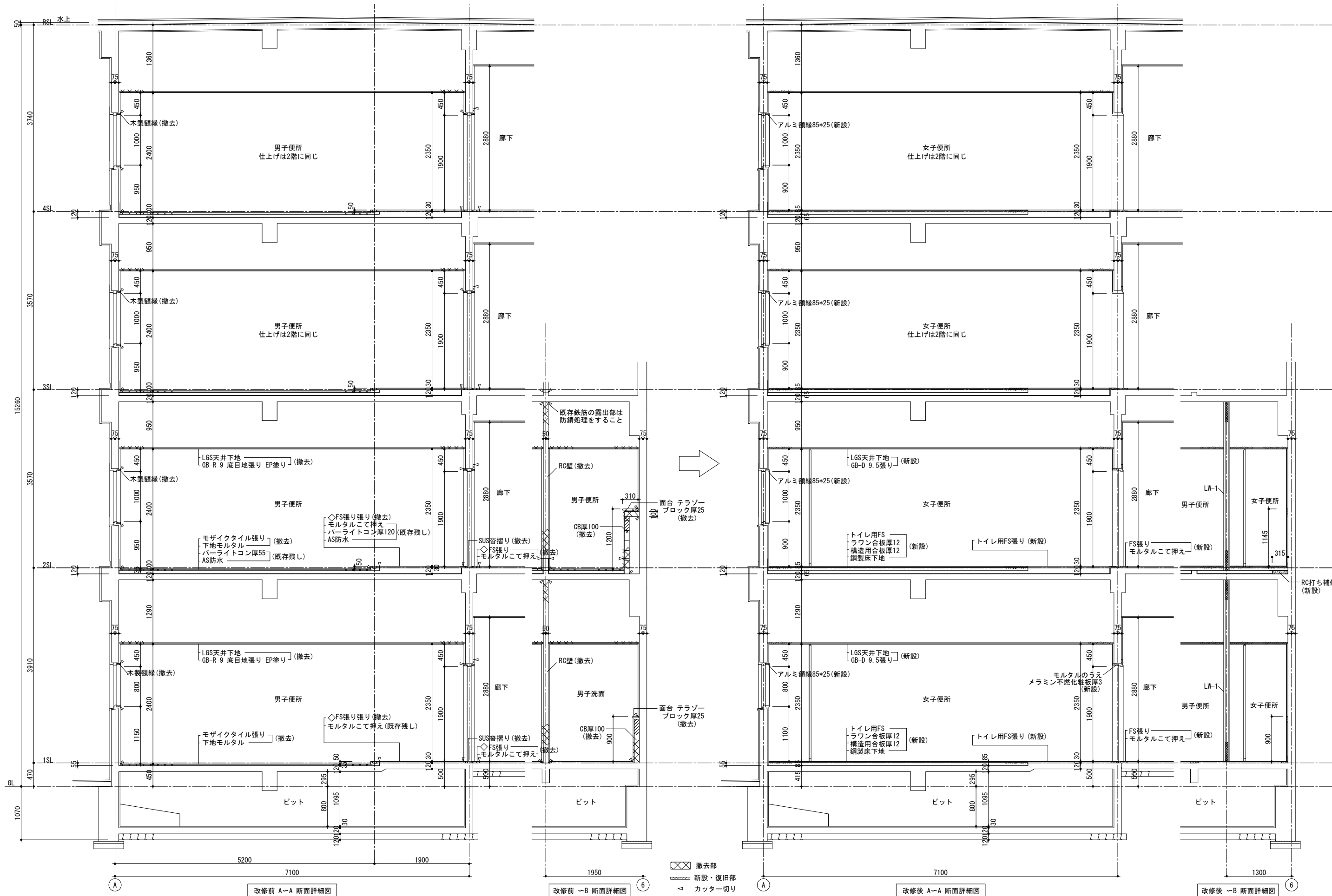
改修前 4階平面詳細図

- Ⓢ 室名札撤去
- Ⓜ 手すり撤去
- ※R4改便器の再利用×3 (設備工事)

改修後 3、4階平面詳細図

- ※R4改便器の再利用×3 3階 (設備工事)
- ※R4改便器の再利用×3 2階 (設備工事)
- Ⓢ 消毒ディスペンサー
3階×4、4階×4 取外し後学校へ引き渡し

徳島県土整備部営繕課	工事名 R6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築 図面名 本館西 改修前・後 3、4階平面詳細図	図面番号 A1a-07 縮尺 A2:100 % A3:70.7%	株式会社 川建設 1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
------------	--	--	--



⊗ 撤去部
 ≡ 新設・復旧部
 ▲ カッター切り

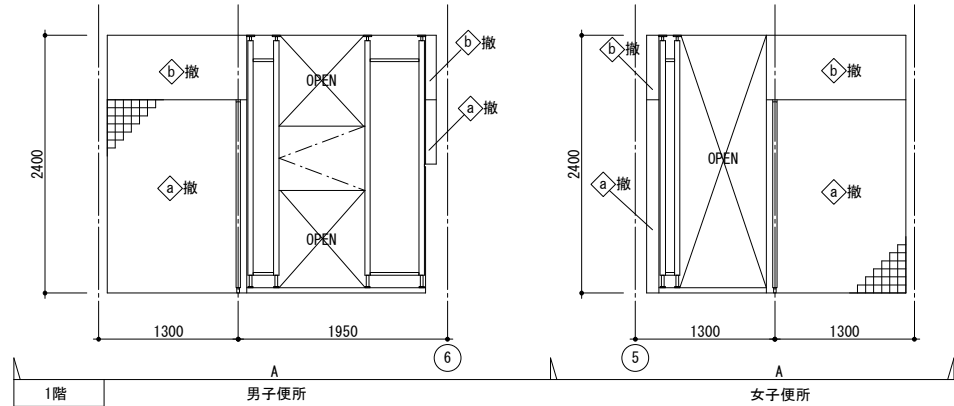
改修前 A-A 断面詳細図

改修前 B-B 断面詳細図

改修後 A-A 断面詳細図

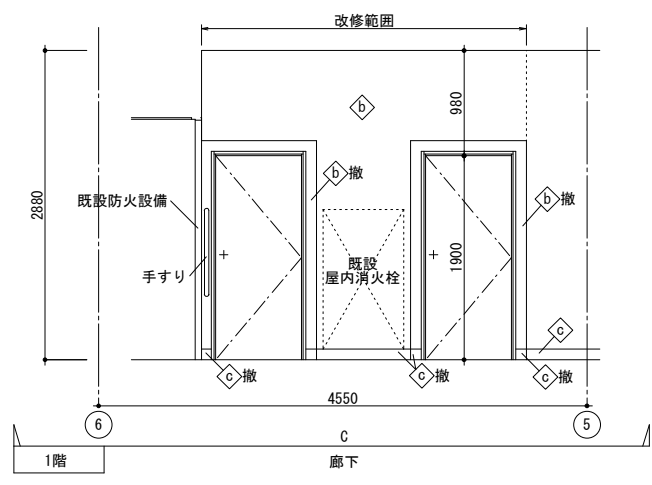
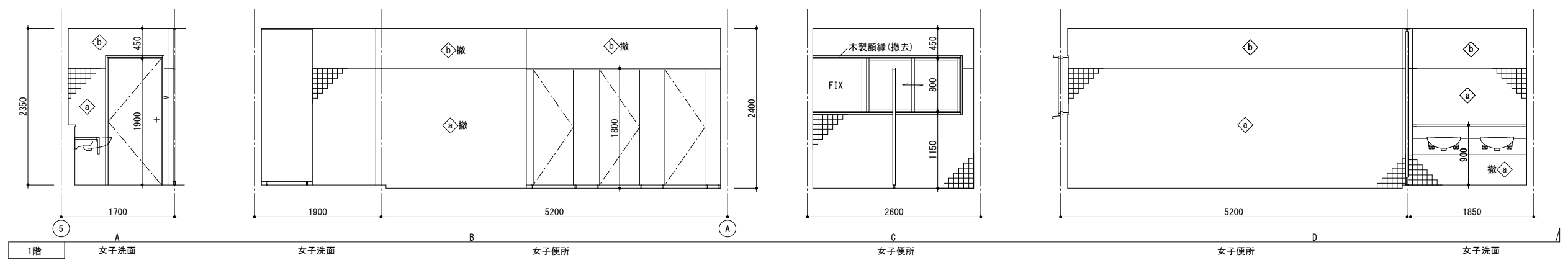
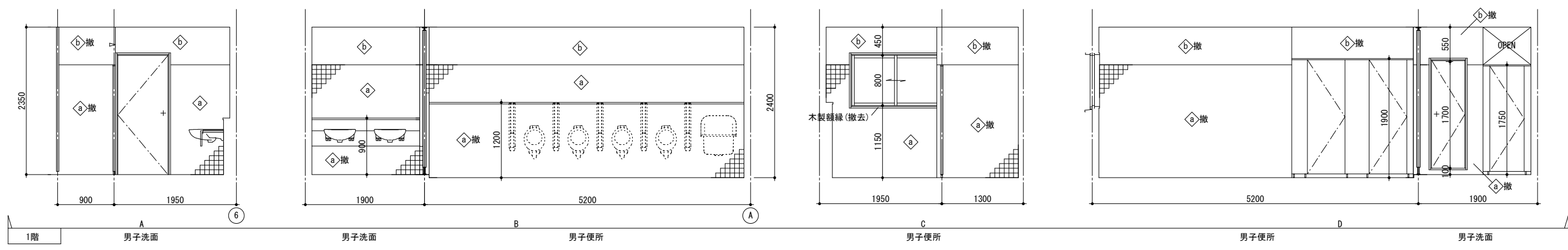
改修後 B-B 断面詳細図

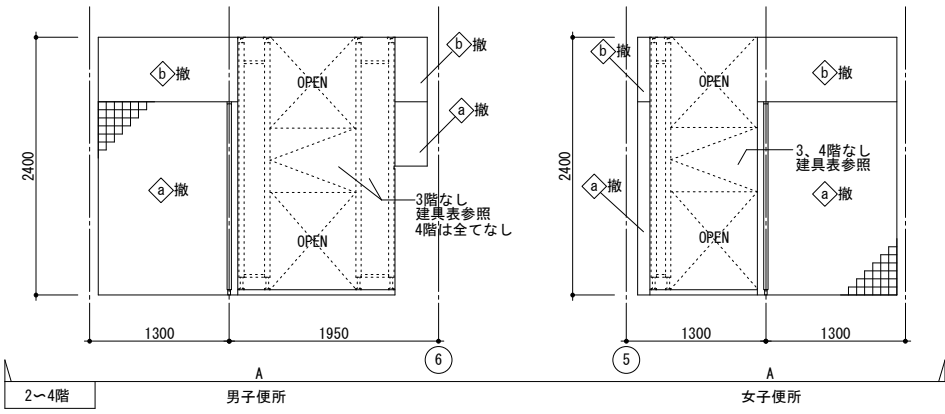
徳島県土整備部営繕課	工事名	R6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築	図面番号	A1a-08	株式会社 川建設 1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
	図面名	本館西 改修前・後 断面詳細図	縮尺	A2:100% A3:70.7%	



記号	仕上	
◇a	下地モルタル+75角陶器質タイル張り	既存残し
◇a撤	下地モルタル+75角陶器質タイル張り	下地共撤去
◇b	モルタルこて押え VE塗り	既存残し
◇b撤	モルタルこて押え VE塗り	下地共撤去
◇c	モルタルこて押え ビニル巾木 H100	既存残し
◇c撤	モルタルこて押え ビニル巾木 H100	下地共撤去

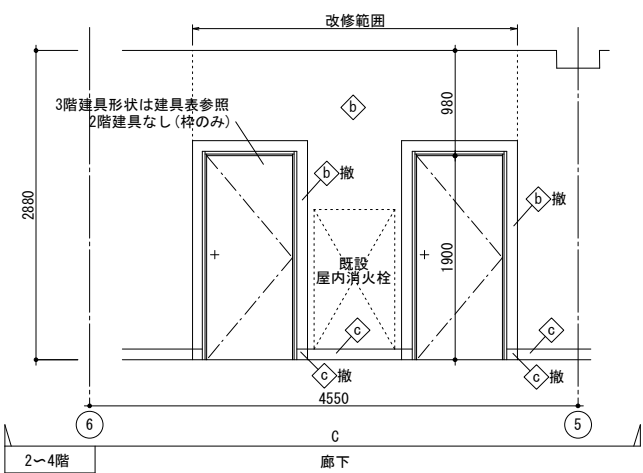
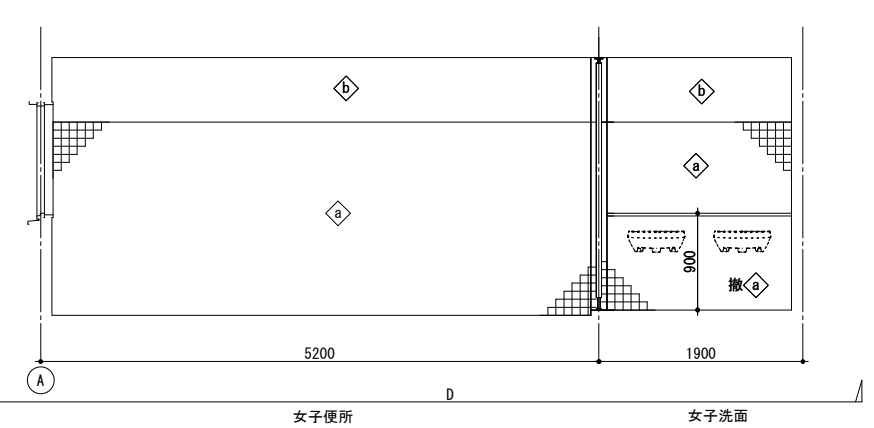
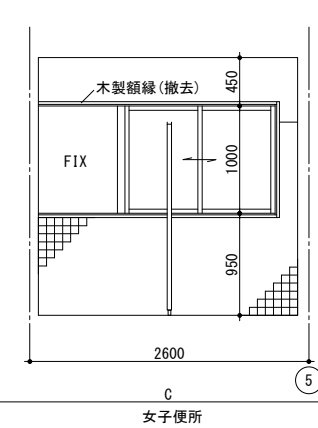
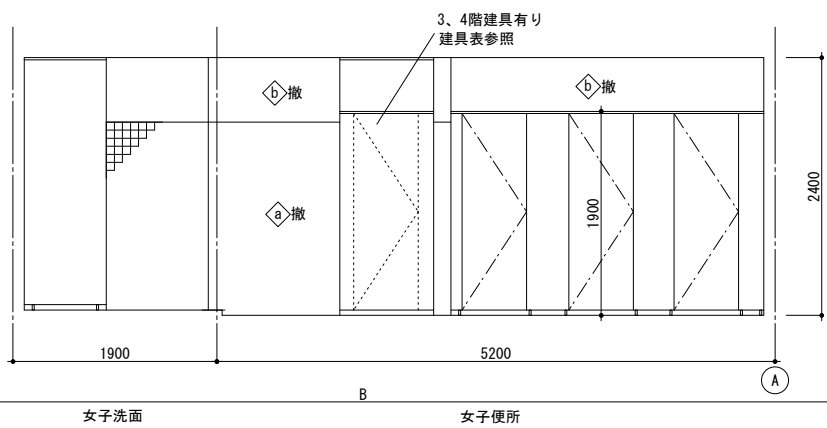
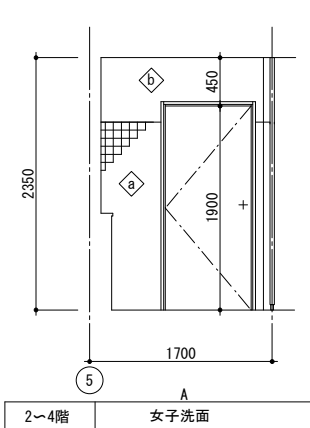
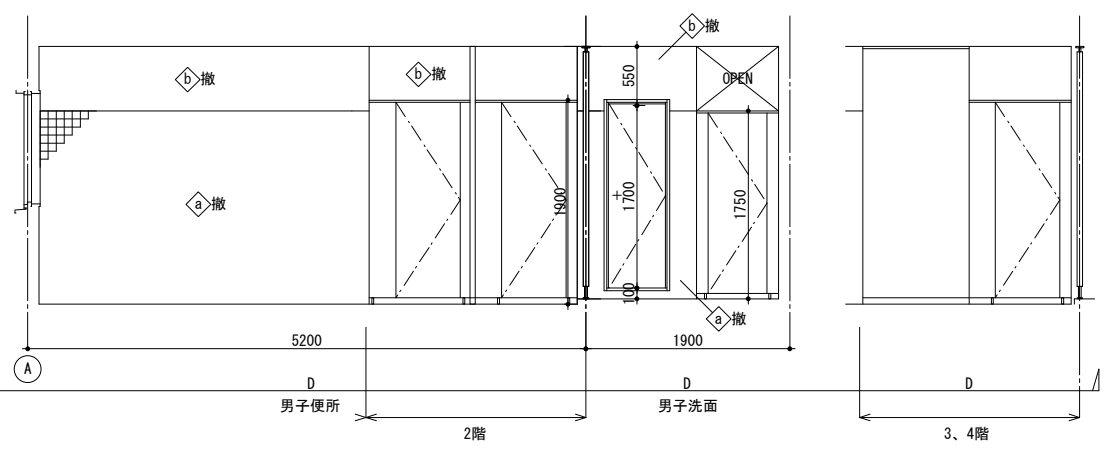
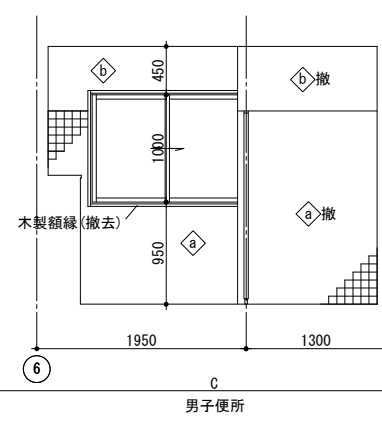
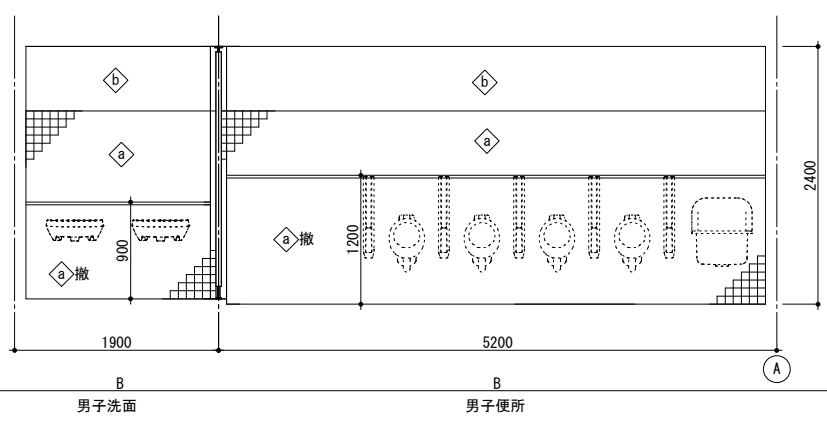
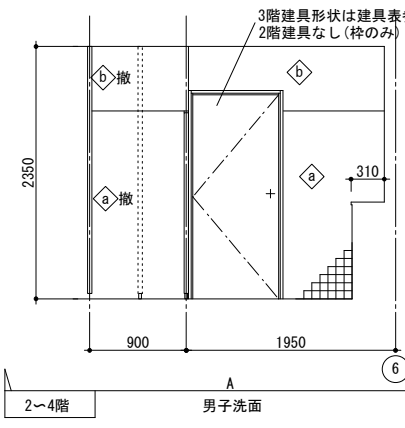
≪ カッター切り

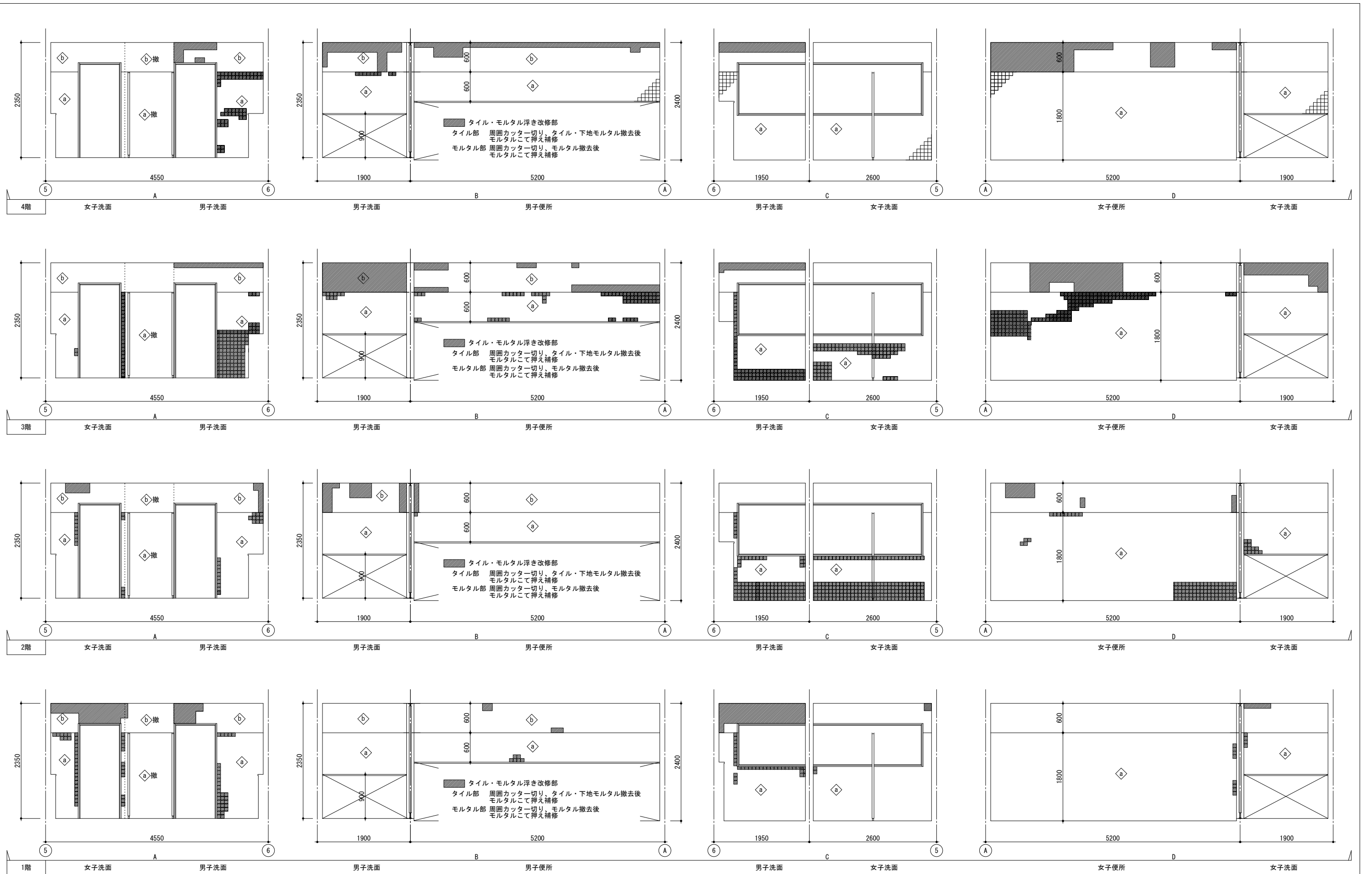




記号	仕上	
◇a	下地モルタル+75角陶器質タイル張り	既存残し
◇a撤	下地モルタル+75角陶器質タイル張り	下地共撤去
◇b	モルタルこて押え VE塗り	既存残し
◇b撤	モルタルこて押え VE塗り	下地共撤去
◇c	モルタルこて押え ビニル巾木 H100	既存残し
◇c撤	モルタルこて押え ビニル巾木 H100	下地共撤去

≪ カッター切り





徳島県県土整備部営繕課

工事名
 R6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築
 図面名
 本館西 タイル・モルタル浮き改修 展開図

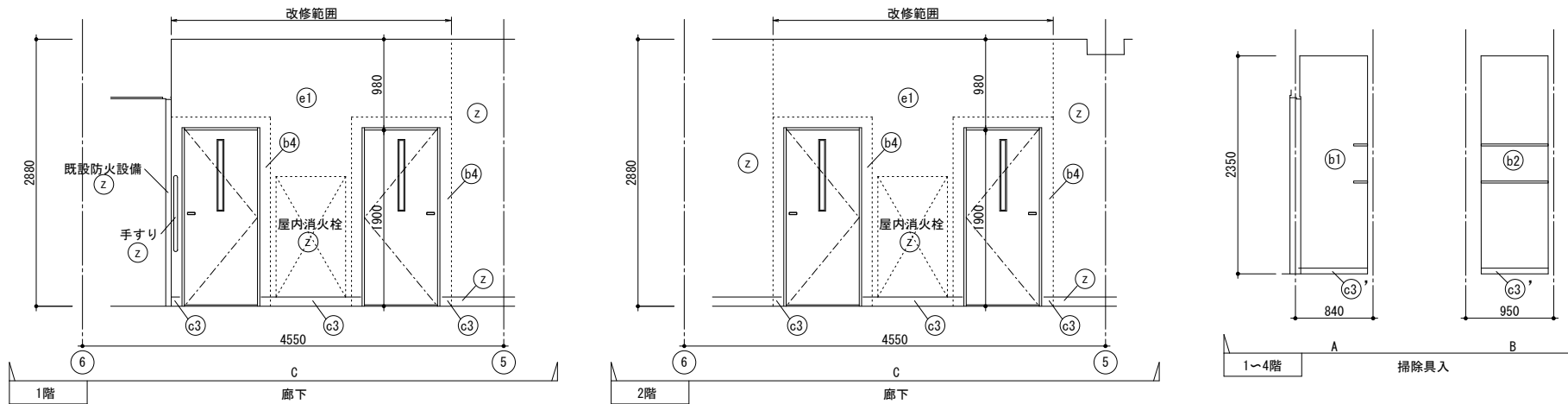
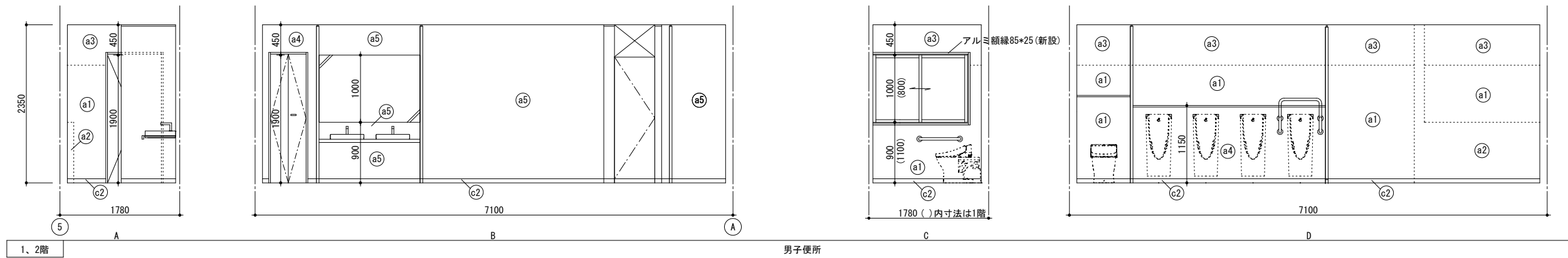
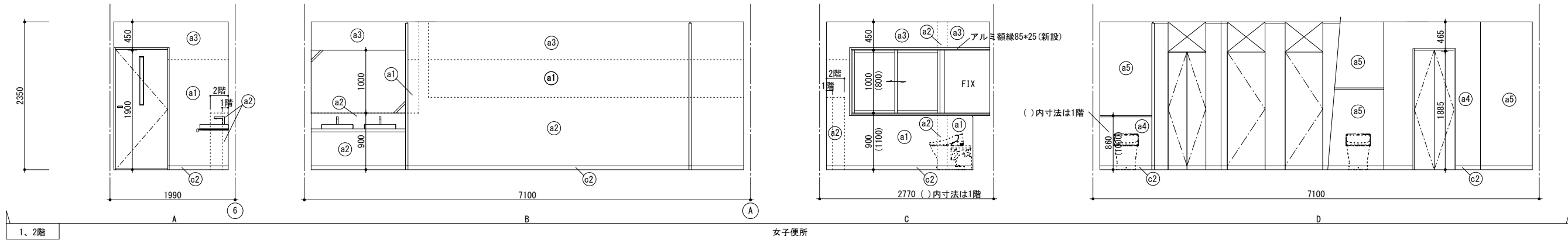
図面番号
 A1a-11
 縮尺
 A2:100 %
 A3:70.7%

株式会社
川建設計

1級建築士登録
 第126265号
 川端社一郎

記号	仕上	記号	仕上
(a1)	既設タイルのうえメラミン不燃化粧板厚3	新設	(c1) FS H60巻上げ
(a2)	モルタルのうえメラミン不燃化粧板厚3	モルタル 共新設	(c2) SUS巾木 H60 t=1.5
(a3)	樹脂モルタルのうえメラミン不燃化粧板厚3	樹脂モルタル 共新設	(c3) ビニル巾木 H100
(a4)	GB-R 12.5のうえメラミン不燃化粧板厚3	ボード共新設	(c3') ビニル巾木 H60
(a5)	GB-R (12.5+12.5)のうえメラミン不燃化粧板厚3 グラスウール共	ボード共新設	(c4) 木製巾木 H100 SOP塗り
(a6)	耐火間仕切壁のうえメラミン不燃化粧板厚3	ボード共新設	(e1) 下地調整のうえ EP-G塗り
(b1)	GB-R 12.5+FK 6底目地張り EP-G塗り	ボード共新設	(e2) 下地調整のうえ SOP塗り
(b2)	GB-R (12.5+12.5)+FK 6底目地張り EP-G塗り グラスウール共	ボード共新設	
(b4)	モルタルこて押え EP-G塗り	モルタル 共新設	(z) 現状維持

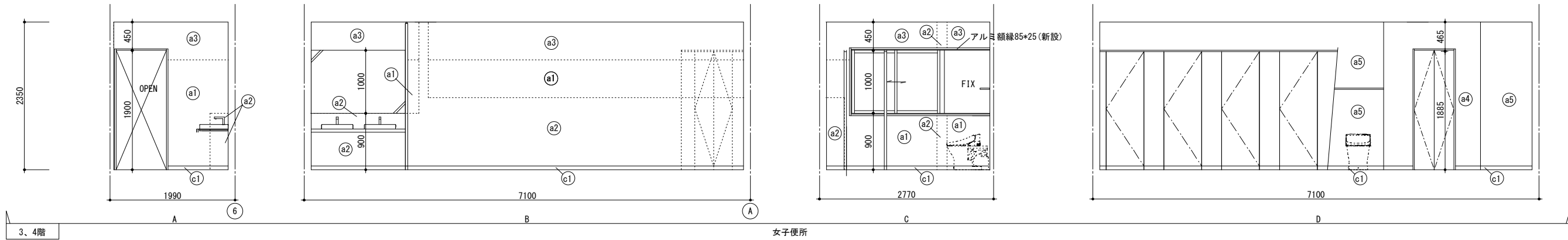
タイル・モルタル浮き改修部は、改修展開図による



徳島県県土整備部営繕課	工事名 R6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築	図面番号 A1a-12	株式会社 川建設 1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
	図面名 本館西 改修後 1、2階展開図	縮尺 A2:100 % A3:70.7%	

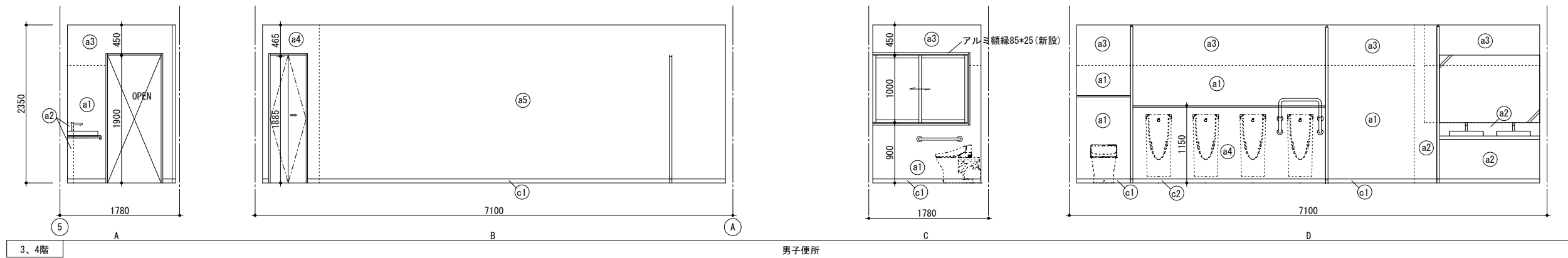
記号	仕上	記号	仕上
Ⓐ1	既設タイルのうへメラミン不燃化粧板厚3	新設	Ⓒ1 FS H60巻上げ
Ⓐ2	モルタルのうへメラミン不燃化粧板厚3	モルタル 共新設	Ⓒ2 SUS巾木 H60 t=1.5
Ⓐ3	樹脂モルタルのうへメラミン不燃化粧板厚3	樹脂モルタル 共新設	Ⓒ3 ビニル巾木 H100
Ⓐ4	GB-R 12.5のうへメラミン不燃化粧板厚3	ボード共新設	Ⓒ3' ビニル巾木 H60
Ⓐ5	GB-R (12.5+12.5)のうへメラミン不燃化粧板厚3 グラスウール共	ボード共新設	Ⓒ4 木製巾木 H100 SOP塗り
Ⓐ6	耐火間仕切壁のうへメラミン不燃化粧板厚3	ボード共新設	Ⓔ1 下地調整のうへ EP-G塗り
Ⓑ1	GB-R 12.5+FK 6底目地張り EP-G塗り	ボード共新設	Ⓔ2 下地調整のうへ SOP塗り
Ⓑ2	GB-R (12.5+12.5)+FK 6底目地張り EP-G塗り グラスウール共	ボード共新設	
Ⓑ4	モルタルこて押え EP-G塗り	モルタル 共新設	Ⓔ 現状維持

タイル・モルタル浮き改修部は、改修展開図による



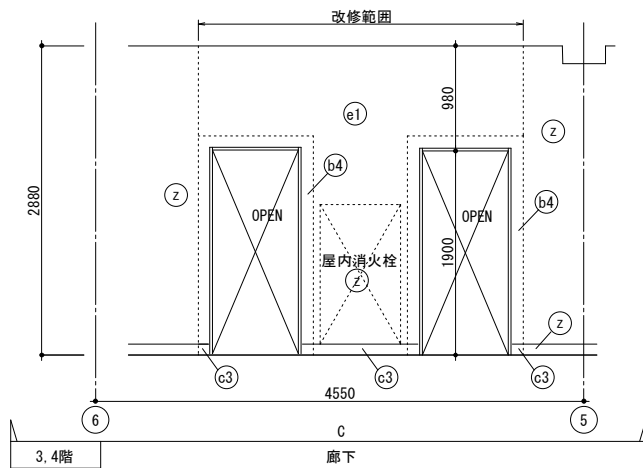
3、4階

女子便所



3、4階

男子便所



3、4階

廊下

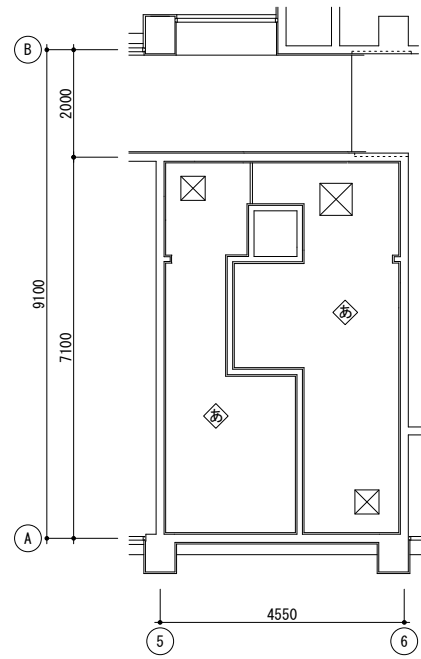
徳島県県土整備部営繕課

工事名
R6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築
図面名
本館西 改修後 3、4階展開図

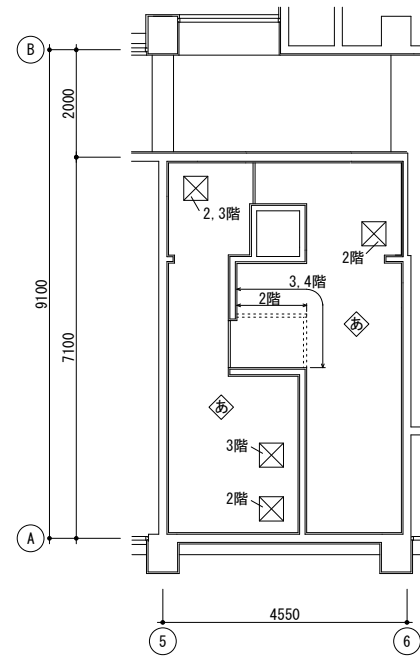
図面番号
A1a-13
縮尺
1/50 A2:100 %
A3:70.7%

株式会社 川建設計

1級建築士登録
第126265号
川端社一郎



改修前 1階天井伏図



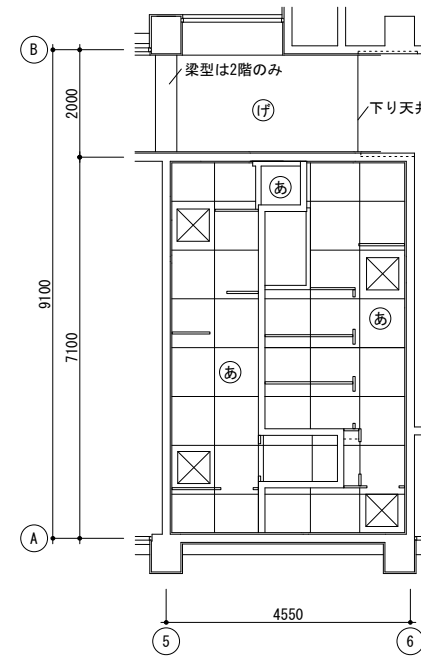
改修前 2~4階天井伏図

改修前仕上表

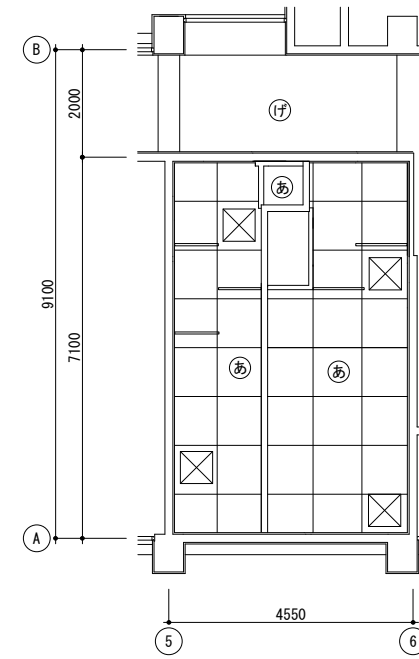
記号	仕上
◇	GB-R9 底目地張り VE塗り LGS天井下地 共撤去
⊗	天井点検口 450角 (一部600角) 撤去

改修後仕上表

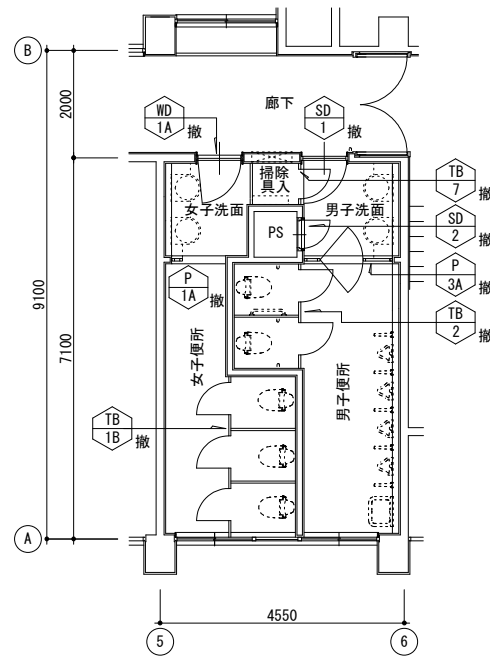
記号	仕上
あ	GB-D 9.5張り 突付け LGS天井下地 共新設
い	現状維持
⊗	天井点検口 600角 新設



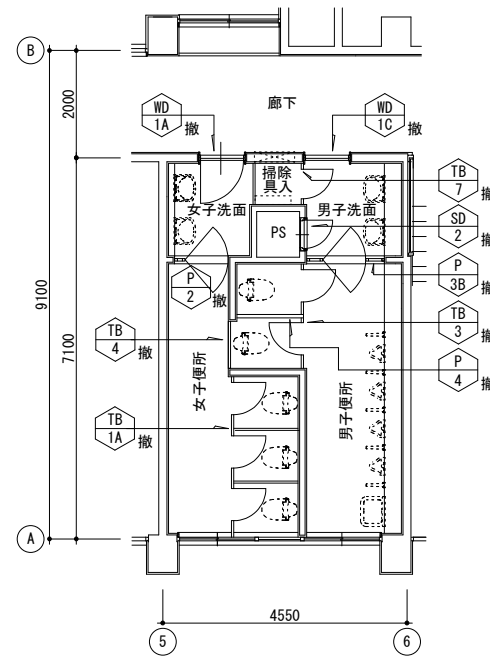
改修後 1、2階天井伏図



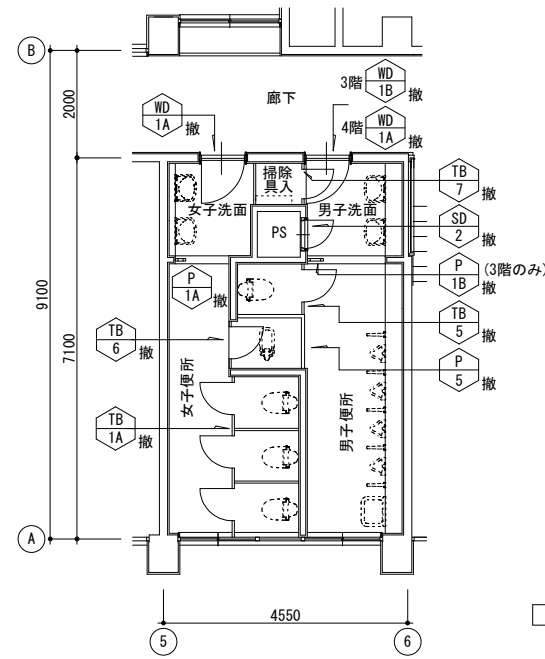
改修後 3、4階天井伏図



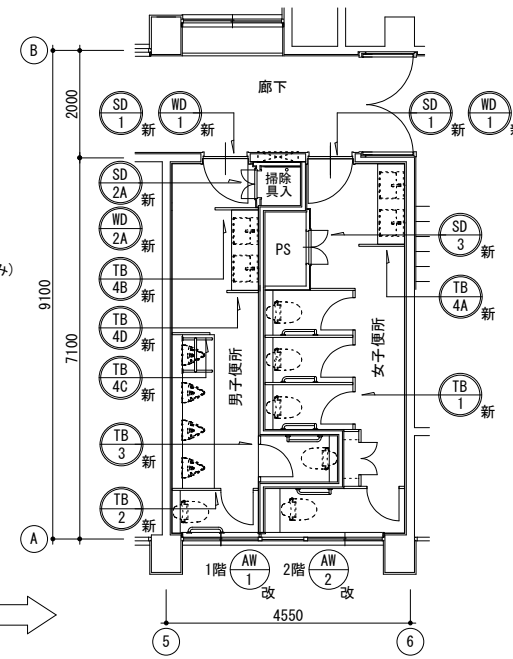
改修前 1階建具配置図



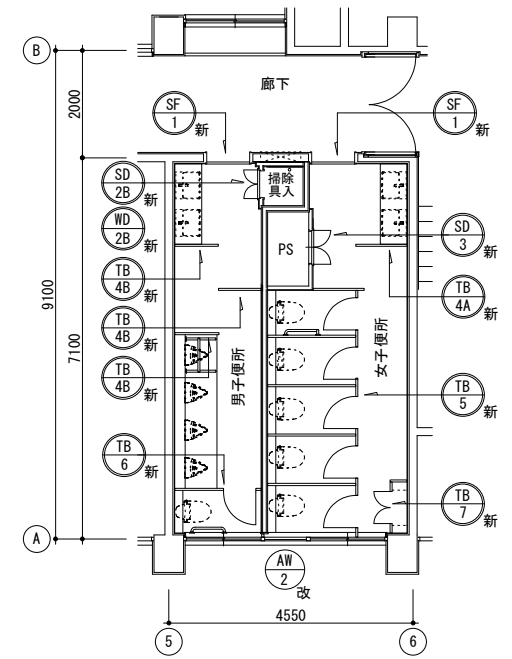
改修前 2階建具配置図



改修前 3、4階建具配置図



改修後 1、2階建具配置図



改修後 3、4階建具配置図

記号	SD 1 撤	SD 2 撤		WD 1A 撤	WD 1B 撤	WD 1C 撤	
図面							
型式	片開きスチールフラッシュ戸	同左		片開き木製フラッシュ戸	同左	片開き木製戸枠(扉なし)	
材質(見込)	スチール OP塗り	同左		化粧合板	同左		
室名(数量)	1階男子洗面 (1)	1~4階男子洗面PS (4)		1~4階男女洗面 (5)	3階男子洗面 (1)	2階男子洗面 (1)	
ガラス							
付属金物							
備考	スチール扉・枠、金具、木製額縁撤去	同左		木製扉・枠、金具、木製額縁撤去	同左	木製枠・木製額縁撤去	
記号	TB 1A 撤 TB 1B 撤	TB 2 撤	TB 3 撤 TB 4 撤	TB 5 撤 TB 6 撤	TB 7 撤		
図面							
型式	トイレブース	同左	同左	同左	同左		
材質(見込)	化粧合板 (40)	同左	同左	同左	同左		
室名(数量)	1~4階女子便所 TB-1A (3) TB-1B (1)	1階男子便所 (1)	2階男子便所 TB-3 (1) TB-4 (1)	3,4階男女便所 TB-5 (1) TB-6 (1)	1~4階掃除具入 (4)		
ガラス							
付属金物							
備考	トイレブース、金具共撤去	同左	同左	同左	同左		
記号	P 1A 撤 P 1B 撤	P 2 撤	P 3A 撤 P 3B 撤	P 4 撤	P 5 撤		
図面							
型式	アルミパーテーション	同左	同左	スチールパーテーション	同左		
材質(見込)	パネル化粧合板	同左	同左	スチール鋼板焼付塗装	同左		
室名(数量)	1,3,4階女子便所、3階男子便所 P-1A (3) P-1B (1)	2階女子便所 (1)	1,2階男子便所 P-3A (1) P-3B (1)	2階男子便所 (1)	3,4階男女便所 (2)		
ガラス							
付属金物							
備考	パーテーション、金具共撤去	同左	同左	同左	同左		

特記事項

- 撤 撤去する既設建具
- 新 新設する建具
- 改 改修する建具

徳島県県土整備部営繕課

工事名
R 6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築
図面名
本館西 改修前 建具表

図面番号
A1a-15
縮尺
A2:100 %
1/100 A3:70.7%

株式会社 川建設計
1級建築士登録
第126265号
川端社一郎

記号	SD1新 WD1新	SD2A新 WD2A新 SD2B新 WD2B新	SD3新	SF1新	AW1改	AW2改
図面						
型式	WD-1 片開き木製フラッシュ戸 SD-1 スチール3方枠	WD-2A・B 両開き木製フラッシュ戸 SD-2A・B スチール3方枠	両開きスチール片面フラッシュ戸	ステンレス3方枠	引違いFIXアルミ3連窓	同左
材質(見込)	メラミン化粧板両面フラッシュ 3方枠 溶融亜鉛メッキ鋼板t=1.6 SOP塗り (40) (100)	メラミン化粧板両面フラッシュ 3方枠 溶融亜鉛メッキ鋼板t=1.6 SOP塗り (40) (119)	溶融亜鉛メッキ鋼板 SOP塗り (90)	ステンレス HL t=1.5 (230)	アルミ(シルバー) (70)	同左
室名(数量)	1、2階男女便所 (4)	1〜4階掃除員入 SD-2A・WD-2A (2) SD-2B・WD-2B (2)	1〜4階女子便所 PS (4)	3、4階男女便所 (4)	1階男女便所 (1)	2〜4階男女便所 (3)
ガラス	型強化ガラス 4mm				スリガラスt=3(撤去)後アルミパネル t=3(新設)	
付属金物	丁番、ドアクローザー(ストップ付き)、 レバーハンドル、SUS沓摺り(W40, t=2.0) 他一式	丁番、取手 他一式	丁番、ケースハンドル、フランス落し シリンダー錠、SUS沓摺り(W40, t=2.0) 他一式	SUS沓摺り(W40, t=2.0)	アルミ額縁、壁取合いアルミ曲材新設	ストッパー、アルミ額縁、壁取合いアルミ曲材新設
備考					引違いFIX窓のガラス撤去後アルミパネル新設 (他は現状維持)	
記号	TB1新			TB2新	TB3新	TB4A新 TB4B新 TB4C新 TB4D新
図面						
型式	トイレブース			同左	同左	同左
材質(見込)	トイレブース詳細図による (40)			同左	同左	同左
室名(数量)	1、2階女子便所 (2)			1、2階男子便所 (2)	1、2階男子便所 (2)	1〜4階男女便所 TB-4A (4) TB-4B (8) TB-4C (2) TB-4D (2)
ガラス						
付属金物	トイレブース詳細図による			同左	同左	同左
備考						
記号	TB5新			TB6新	TB7新	
図面						
型式	トイレブース			同左	同左	
材質(見込)	トイレブース詳細図による (40)			同左	同左	
室名(数量)	3、4階女子便所 (2)			3、4階男子便所 (2)	3、4階女子便所掃除員入 (2)	
ガラス						
付属金物	トイレブース詳細図による			同左	同左	
備考						

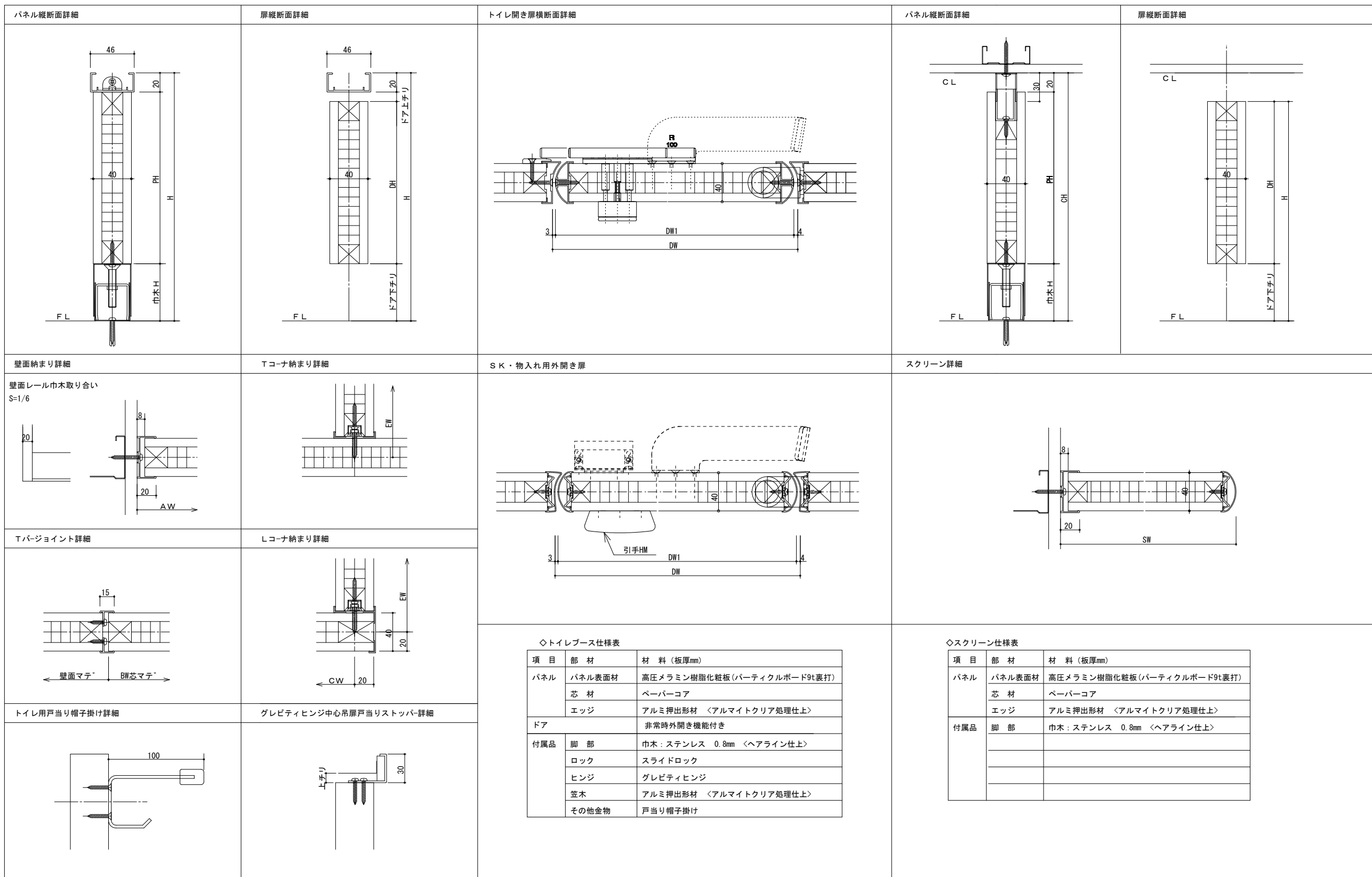
特記事項
 撤去する既設建具
 新設する建具
 改修する建具

徳島県土整備部営繕課

工事名
R6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築
 図面名
本館西 改修後 建具表

図面番号
A1a-16
 縮尺
A2:100 %
A3:70.7%

株式会社 川建設計
 1級建築士登録
 第126265号
 川端社一郎

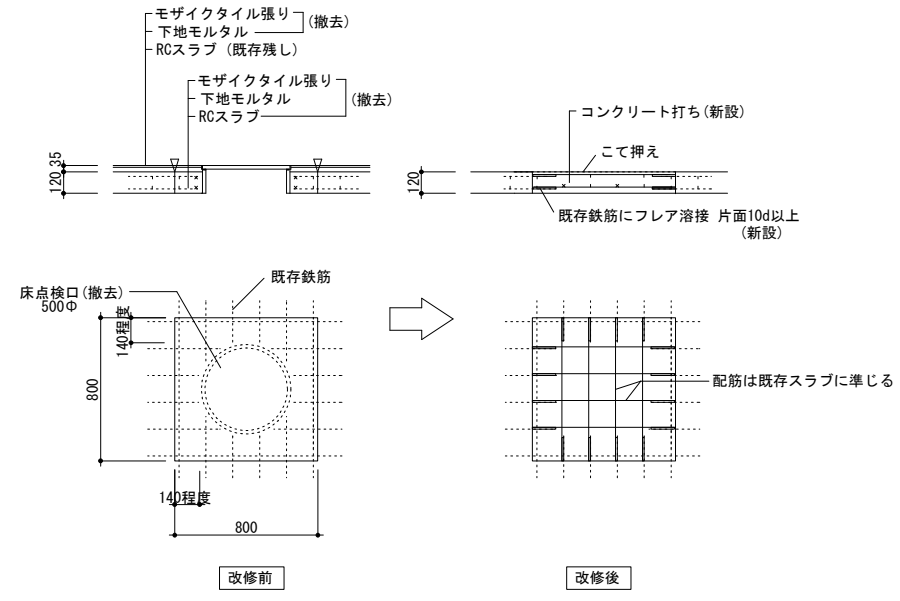


◇トイレブース仕様表

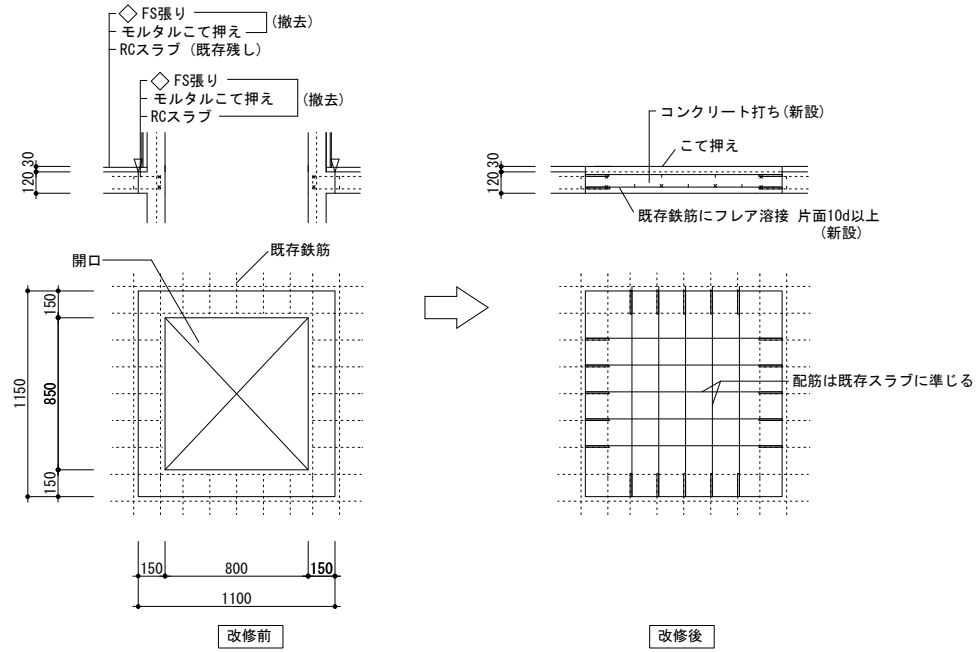
項目	部材	材料(板厚mm)
パネル	パネル表面材	高圧メラミン樹脂化粧板(パーティクルボード9t裏打)
	芯材	ペーパーコア
	エッジ	アルミ押出型材 <アルマイトクリア処理仕上>
ドア		非常時外開き機能付き
付属品	脚部	巾木: ステンレス 0.8mm <ヘアライン仕上>
	ロック	スライドロック
	ヒンジ	グレビティヒンジ
	笠木	アルミ押出型材 <アルマイトクリア処理仕上>
	その他金物	戸当り帽子掛け

◇スクリーン仕様表

項目	部材	材料(板厚mm)
パネル	パネル表面材	高圧メラミン樹脂化粧板(パーティクルボード9t裏打)
	芯材	ペーパーコア
	エッジ	アルミ押出型材 <アルマイトクリア処理仕上>
付属品	脚部	巾木: ステンレス 0.8mm <ヘアライン仕上>



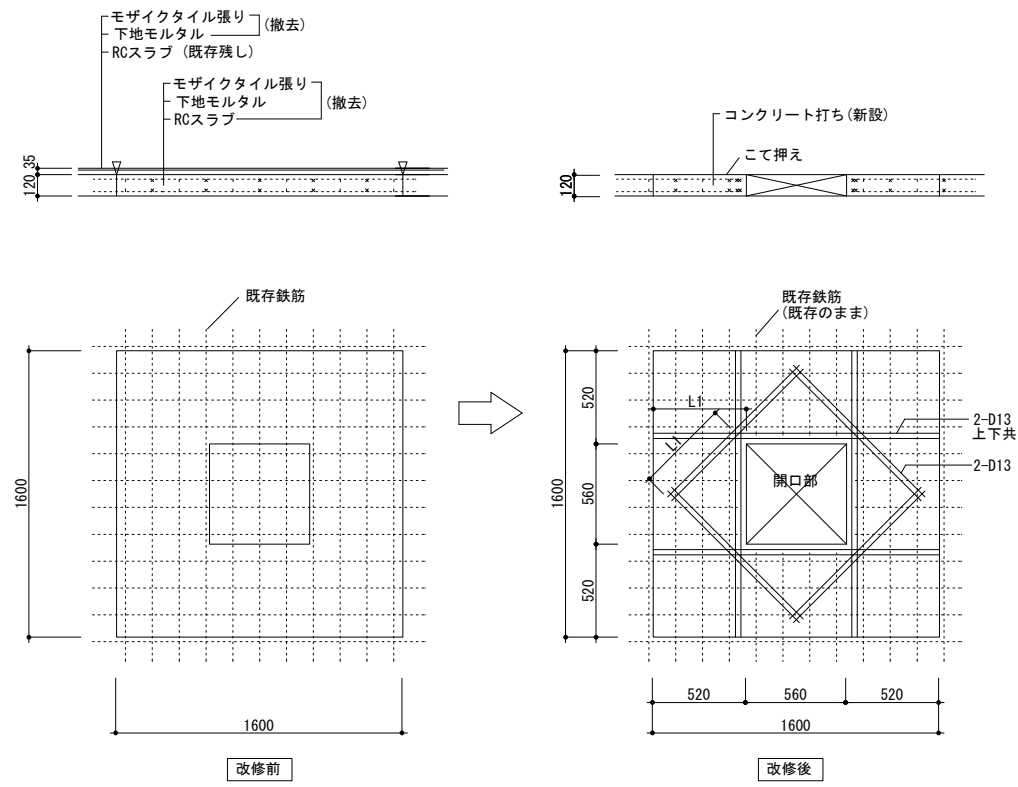
既設床点検口 RC床撤去後新設 配筋図 1階
開口閉鎖



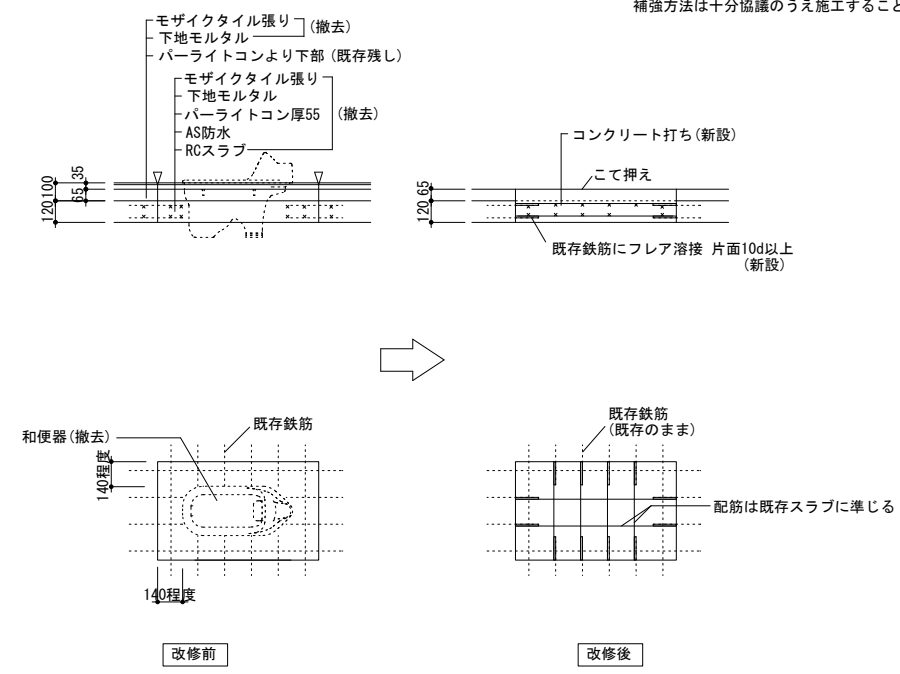
既設PS RC床撤去後新設 配筋図 2~4階 (設備配管との取合いは現場協議を行うこと)
開口閉鎖

スラブ厚	位置	主筋 (短辺方向)			配力筋 (長辺方向)		
		端部	中央	周辺	端部	中央	周辺
120	上端筋	9.13φ交互-150@	—	9φ-300@	9.13φ交互-150@	—	9φ-300@
	下端筋	13φ-300@	9.13φ交互-150@	9φ-300@	13φ-300@	9.13φ交互-150@	9φ-300@

監督員の指示により既設配筋を調査し、補強方法は十分協議のうえ施工すること。

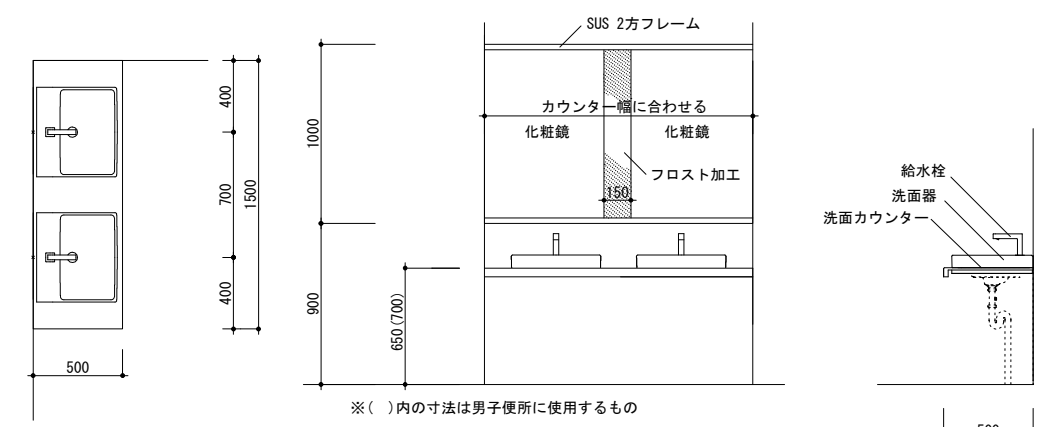
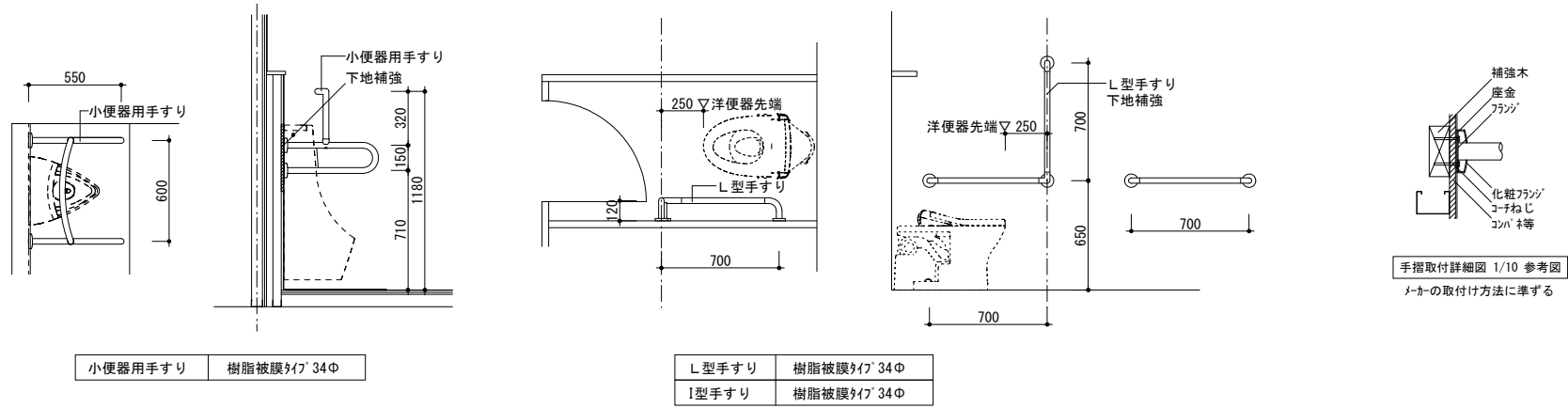


新設床点検口 RC床撤去後新設 配筋図 1階
開口新設



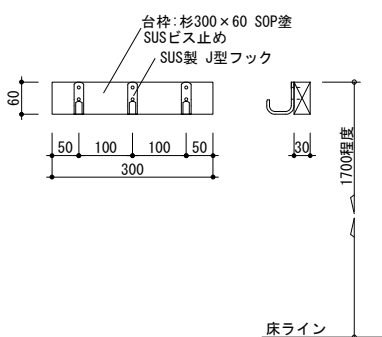
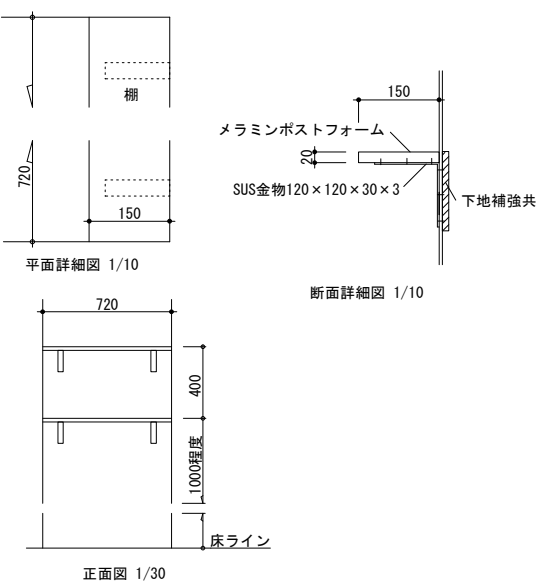
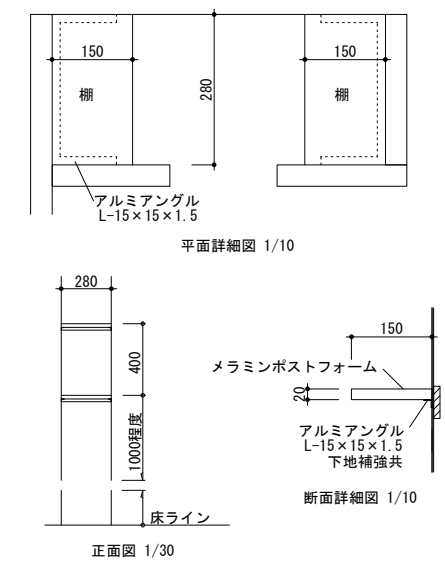
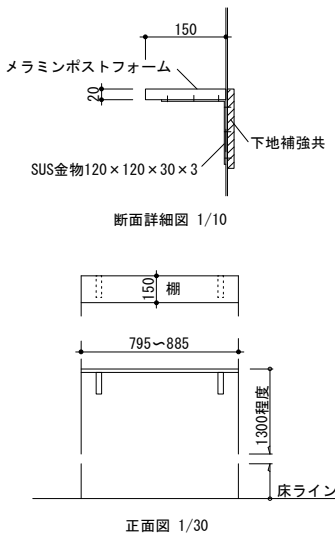
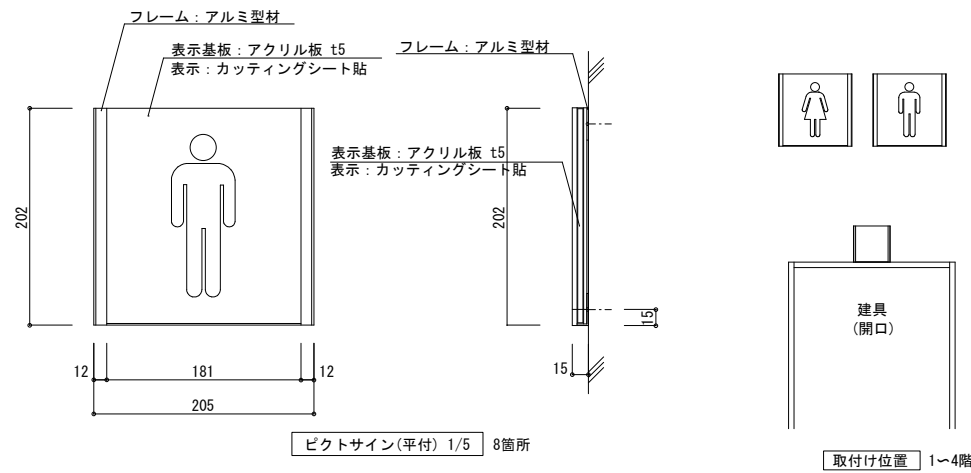
和便器 RC床撤去後新設 配筋図 3、4階
開口閉鎖

<p>間仕切壁詳細図 1/10</p> <p>仕上 GB-R12.5+GB-R12.5 LGS65@455 仕上 GB-R12.5 LGS65@303 塩ビ製廻り縁 吸音材 グラスウール 24kg/m3 厚50 PSは内張りなし</p> <p>LW-1 (新設) LW-2 (新設) LW-2' (新設)</p>	<p>鋼製床断面詳細図 1/10</p> <p>根太鋼 29×35×64×1.2 t @300 鋼製床支持脚 (低床一般施設用) @900 トイレ用FS張り 7/7合板12 t 構造用合板12 t</p>	<p>床点検口断面詳細図 1/10</p> <p>床点検口 600×600 (SUS製) Pタイル用 防臭型 モルタル充填 600角 パッキン 120</p> <p>床点検口断面詳細図</p>	<p>床部 SUS目地棒詳細図 1/10</p> <p>トイレ用FS張り 7/7合板12 t 構造用合板12 t 鋼製床下地 SUS目地棒12×4 目地取付け金物</p>			
<p>不燃メラミン化粧板t3詳細図 1/5</p> <p>既存壁タイル 不燃メラミン化粧板t3 新設 (タイルに壁材接着剤張り) モルタル(下地RC) 新設 不燃メラミン化粧板t3 新設 (モルタルに壁材接着剤張り) 樹脂モルタル 新設 (下地モルタル) 不燃メラミン化粧板t3 新設 (樹脂モルタルに壁材接着剤張り) a1 壁 a2 壁 a3 壁 a1 a2 壁取合い</p>	<p>不燃メラミン化粧板役物詳細図 1/5</p> <p>アルミ製見切り(新設) 不燃メラミン化粧板t3 出隅 平部目地 入隅 不燃メラミン化粧板t3 アルミ製見切り(新設) トイレ用FS巻上げ 巾木</p>	<p>MP 面台詳細図 1/10</p> <p>壁 a1 壁 200 メラミンポストフォーム PL加工 200×50×3.2 あと施工アンカー止め 不燃メラミン化粧板t3 LW-2' LW-1 不燃メラミン化粧板t3 メラミンポストフォーム PL加工 200×50×3.2 ビス止め 不燃メラミン化粧板t3 LW-2'</p> <p>断面詳細図 断面詳細図</p>				
<p>SUS巾木詳細図 1/10</p> <p>不燃メラミン化粧板t3 SUS巾木 H=60 t=1.5 接着張り</p>	<p>SF-1 3方枠詳細図 1/10</p> <p>壁 a1 a3 75 75 A₃ B SUS t=1.5 HL 230 SUS 番摺り W40 t=2.0 HL モルタル(新設)</p> <p>断面詳細図</p>	<p>SD-1 3方枠詳細図 1/10</p> <p>壁 a1 a3 15 15 A₃ B SUS 番摺り W40 t=2.0 HL モルタル(新設)</p> <p>断面詳細図</p>	<p>SD-2A・B 3方枠詳細図 1/10</p> <p>15 15 65 18.5 10 10 A₃ B LW-2 119</p> <p>断面詳細図</p>	<p>SD-3 詳細図 1/10</p> <p>65 15.5 18.5 10 10 A₃ B LW-2' 90 モルタル(新設) SUS 番摺り W40 t=2.0 HL</p> <p>断面詳細図</p>	<p>壁取合いアルミ曲材 方立部詳細図 1/10</p> <p>壁 a1 壁 28 65 28 A 10 10 アルミ曲げ材 シルバー t=2.0 アルミアングル 70</p> <p>平面詳細図</p>	<p>シーリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒ A SR-1 3×3(新設) ⇒ B SR-1 5×5(新設)
<p>徳島県県土整備部営繕課</p>		<p>工事名 R 6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築</p> <p>図面名 本館西 部分詳細図 1</p>	<p>図面番号 A1a-19</p> <p>縮尺 1/10 1/5 A2:100% A3:70.7%</p>	<p>株式会社 川建設計</p> <p>1級建築士登録 第126265号 川端社一郎</p>		



※()内の寸法は男子便所に使用するもの

洗面カウンター	ベッセル式洗面器用カウンター 人口大理石
洗面器	ベッセル式洗面器
給水栓	台付自動水栓
カウンターブラケット	ブラケット
化粧鏡	フリーサイズ大型鏡



下地・塗装・内装仕上凡例

RC	鉄筋コンクリート	FS	ビニル床シート	FK 6	けい酸カルシウム板 厚6(かさ比重0.8g/cm3)	不燃材料	SOP	合成樹脂調合ペイント	
CB	コンクリートブロック積み	トイレ用FS	ビニル床シート(トイレ用)	FK 8	けい酸カルシウム板 厚8(かさ比重0.8g/cm3)	不燃材料	EP	合成樹脂エマルジョンペイント	
LGS	軽量鉄骨壁・天井下地						EP-G	つや有り合成樹脂エマルジョンペイント	
		GB-R 12.5	せっこうボード 厚12.5	不燃材料	DR 9	ロックウール化粧吸音板 厚9	不燃材料	DP	耐候性塗料
GW50	グラスウール 24K/m3 厚50mm	GB-R 9.5	せっこうボード 厚9.5	準不燃材料				WP	木材保護塗料
AS防水	アスファルト防水 E-2	GB-NC 9.5	不燃積層せっこうボード 厚9.5	不燃材料	MP ○○○	メラミンポスチフォーム面台		VE	塩化ビニール樹脂エナメル
		GB-D 9.5	化粧せっこうボード 厚9.5	準不燃材料					
		GB-S 12.5	シーリングせっこうボード 厚12.5	不燃材料	メラミン不燃化粧板厚3	不燃材料 不燃 NM-2183			
		GB-F 12.5	強化せっこうボード 厚12.5	不燃材料	◇	アスベスト含有建材			

内部仕上表

階	室名	改修前後	床		巾木		腰・中壁		小壁		天井		CH	備考
			下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上		
1	男女便所 旧男女便所部	改修前	下地モルタル(撤去)	モザイクタイル張り(撤去)	下地モルタル (既存残し、一部撤去)	100角陶器質タイル張り (既存残し、一部撤去)	下地モルタル (既存残し、一部撤去)	100角陶器質タイル張り (既存残し、一部撤去)	モルタル (既存残し、一部撤去)	VE塗り(下地処理)	LGS天井下地(撤去)	◇GB-R 9底目地張り VE塗り(撤去) 塩ビ製廻り縁(撤去)	2380	トイレ-ス(撤去) テラゾ-面台・沓摺(撤去) 床点検口(撤去) 天井点検口(撤去)
		改修後	鋼製床下地(新設) (構造用合板厚12のうえ ラワン合板厚12共)	トイレ用FS(新設) 男子便所小便器部のみ 汚染防止タイル張り(新設)	タイル(既設) LGS壁下地(新設)	壁仕上のうえ SUS H60 t=1.5(新設) 壁仕上のうえ SUS H60 t=1.5(新設)	タイル(既設) モルタル(新設) LGS壁下地(新設) LGS壁下地(新設)	メラミン不燃化粧板厚3(新設) メラミン不燃化粧板厚3(新設) GB-R12.5+12.5メラミン不燃化粧板厚3 (新設) GB-R12.5メラミン不燃化粧板厚3(新設)	樹脂モルタル(新設) モルタル(新設) LGS壁下地(新設) LGS壁下地(新設)	メラミン不燃化粧板厚3(新設) メラミン不燃化粧板厚3(新設) GB-R12.5+12.5メラミン不燃化粧板厚3 (新設) GB-R12.5メラミン不燃化粧板厚3(新設)	LGS天井下地(新設) インサート(新設)	GB-D 9.5張り(新設) 塩ビ製廻り縁(新設)	2330	トイレ-ス(新設) MP面台(新設) 床点検口(新設) 天井点検口(新設)
1	男女便所 旧男子洗面部 旧女子出入口部	改修前	モルタル (既存残し、一部撤去)	◇FS(撤去)	1階男女便所 旧男女便所部に同じ	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	2330	トイレ-ス(新設) テラゾ-面台・沓摺(撤去)
		改修後	下地処理 モルタル(新設)	トイレ用FS(新設) トイレ用FS(新設)	1階男女便所 旧男女便所部に同じ	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	2330
2	男女便所 旧女子便所部	改修前	AS防水(既存残し) 軽量コンクリート(既存残し) 下地モルタル(撤去)	モザイクタイル張り(撤去)	1階男女便所 旧男女便所部に同じ	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	2380	トイレ-ス(撤去) テラゾ-面台・沓摺(撤去)
		改修後	鋼製床下地(新設) (構造用合板厚12のうえ ラワン合板厚12共)	トイレ用FS(新設) 男子便所小便器部のみ 汚染防止タイル張り(新設)	1階男女便所 旧男女便所部に同じ	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	2330
2	男女便所 旧女子洗面部	改修前	モルタル (既存残し、一部撤去)	◇FS(撤去)	1階男女便所 旧男女便所部に同じ	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	2330	テラゾ-面台・沓摺(撤去)
		改修後	下地処理 モルタル(新設)	トイレ用FS(新設) トイレ用FS(新設)	1階男女便所 旧男女便所部に同じ	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	2330
1、2	前室 旧1階女子 洗面出入口部 旧2階女子洗面部	改修前	モルタル (既存残し、一部撤去)	◇FS(撤去)	下地モルタル(撤去)	100角陶器質タイル張り(撤去)	下地モルタル(撤去)	100角陶器質タイル張り(撤去)	モルタル (既存残し、一部撤去)	VE塗り(既存残し)	LGS天井下地(撤去)	◇GB-R 9底目地張り VE塗り(撤去) 塩ビ製廻り縁(撤去)	2330	
		改修後	下地処理 モルタル(新設)	FS(新設) FS(新設)	モルタル(新設) LGS壁下地(新設)	ビニル巾木 H100(新設) GB-R12.5+12.5+FK6 ビニル巾木 H100(新設)	モルタル(新設) LGS壁下地(新設)	EP-G塗り(新設) GB-R12.5+12.5+FK6 EP-G塗り(新設)	モルタル(下地調整) モルタル(新設) LGS壁下地(新設)	EP-G塗り(改修) EP-G塗り(新設) GB-R12.5+12.5+FK6 EP-G塗り(新設)	LGS天井下地(新設) インサート(新設)	GB-D 9.5張り(新設) 塩ビ製廻り縁(新設)	2330	
1	SK室 旧洗面出入口部	改修前	モルタル (既存残し、一部撤去)	◇FS(撤去)	下地モルタル(撤去)	100角陶器質タイル張り(撤去)	下地モルタル(撤去)	100角陶器質タイル張り(撤去)	モルタル(既存残し)	VE塗り(既存残し)	1階男女便所 旧職員男女便所部に同じ	同 左	2330	
		改修後	下地処理 モルタル(新設)	FS(新設) FS(新設)	LGS壁下地(新設) LGS壁下地(新設)	GB-R12.5+12.5+FK6 ビニル巾木 H100(新設) GB-R12.5+FK6 ビニル巾木 H100(新設)	LGS壁下地(新設) LGS壁下地(新設)	GB-R12.5+12.5+FK6 底目地張り EP-G 塗り(新設) GB-R12.5+FK6 底目地張り EP-G塗り (新設)	LGS壁下地(新設) LGS壁下地(新設) モルタル(下地調整)	GB-R12.5+12.5+FK6 底目地張り EP-G 塗り(新設) GB-R12.5+FK6 底目地張り EP-G塗り (新設) EP-G塗り(改修)	1階男女便所 旧職員男女便所部に同じ	同 左	2200	モップ掛け(新設)
2	SK室 旧女子便所部	改修前	2階男女便所 旧男女便所部に同じ	同 左	下地モルタル(撤去)	100角陶器質タイル張り(撤去)	下地モルタル(撤去)	100角陶器質タイル張り(撤去)	モルタル(既存残し)	VE塗り(既存残し)	1階男女便所 旧職員男女便所部に同じ	同 左	2380	
		改修後	2階男女便所 旧男女便所部に同じ	同 左	モルタル(新設) LGS壁下地(新設)	ビニル巾木 H60(新設) GB-R12.5+FK6 ビニル巾木 H60 (新設)	モルタル(新設) LGS壁下地(新設)	EP-G塗り(新設) GB-R12.5+FK6 底目地張り EP-G塗り (新設)	LGS壁下地(新設) モルタル(下地調整)	GB-R12.5+FK6 底目地張り EP-G塗り (新設) EP-G塗り(改修)	1階男女便所 旧職員男女便所部に同じ	同 左	2200	モップ掛け(新設)
1、2	廊下	改修前	モルタル (既存残し、一部撤去)	◇FS(既存残し、一部撤去)	モルタル (既存残し、一部撤去)	ビニル巾木100 (既存残し、一部撤去)	モルタル (既存残し、一部撤去)	VE塗り(既存残し、一部撤去)	腰・中壁壁に同じ	腰・中壁壁に同じ	LGS天井下地(既存残し)	◇GB-R 9底目地張り VE塗り (既存残し)	2880	
		改修後	モルタル(新設)	現状維持 FS(新設)	モルタル(新設)	現状維持 ビニル巾木100(新設)	モルタル(新設) モルタル(下地調整)	現状維持 EP-G塗り(新設) EP-G塗り(改修)	腰・中壁壁に同じ	腰・中壁壁に同じ		現状維持		

共通事項 LGS天井下地(新設)部は、天井インサート用金属拡張アンカーM10(新設)

徳島県土木整備部営繕課

工事名
R 6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築

図面番号
A1b-01

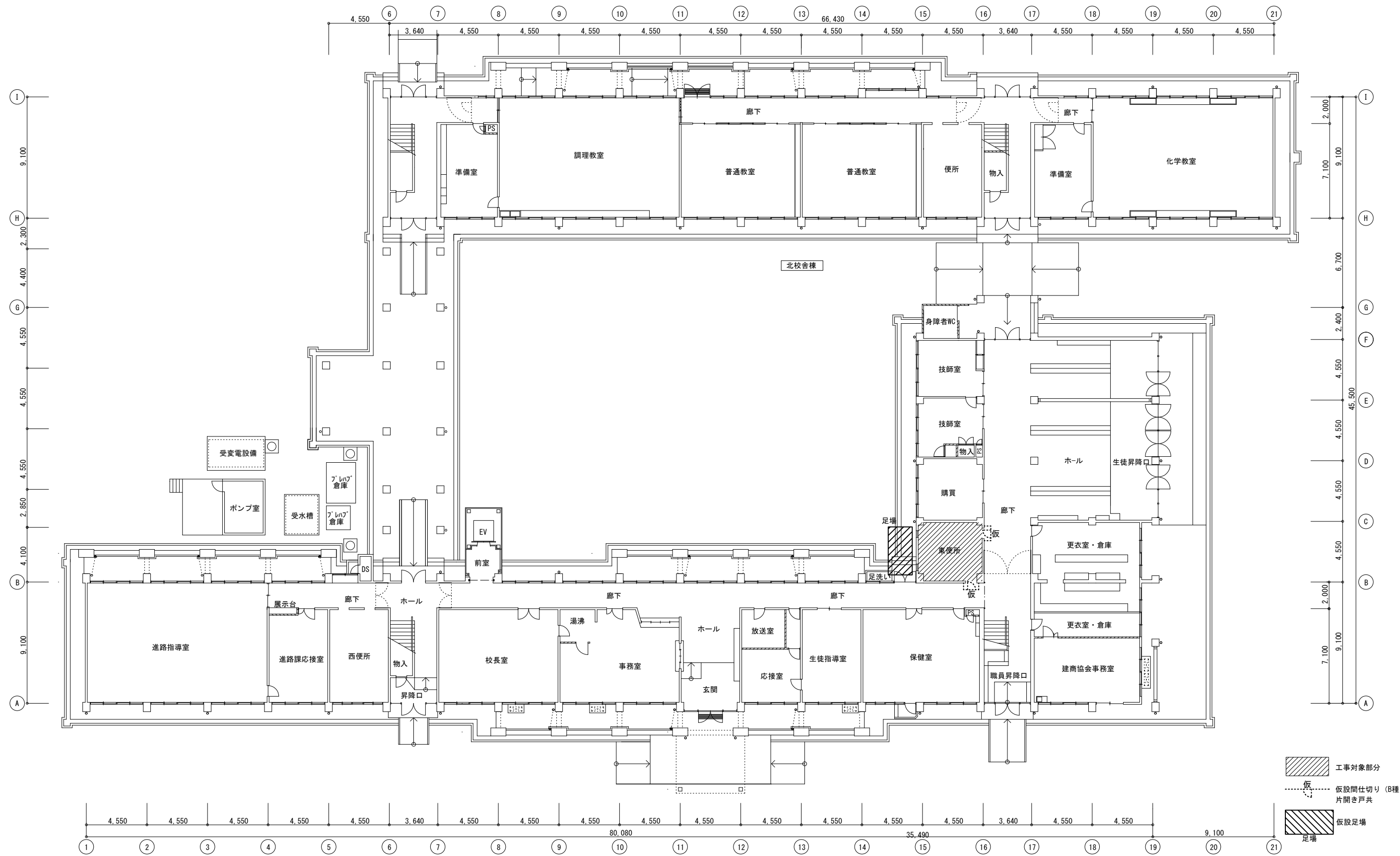
株式会社 川建設計

1級建築士登録
第126265号

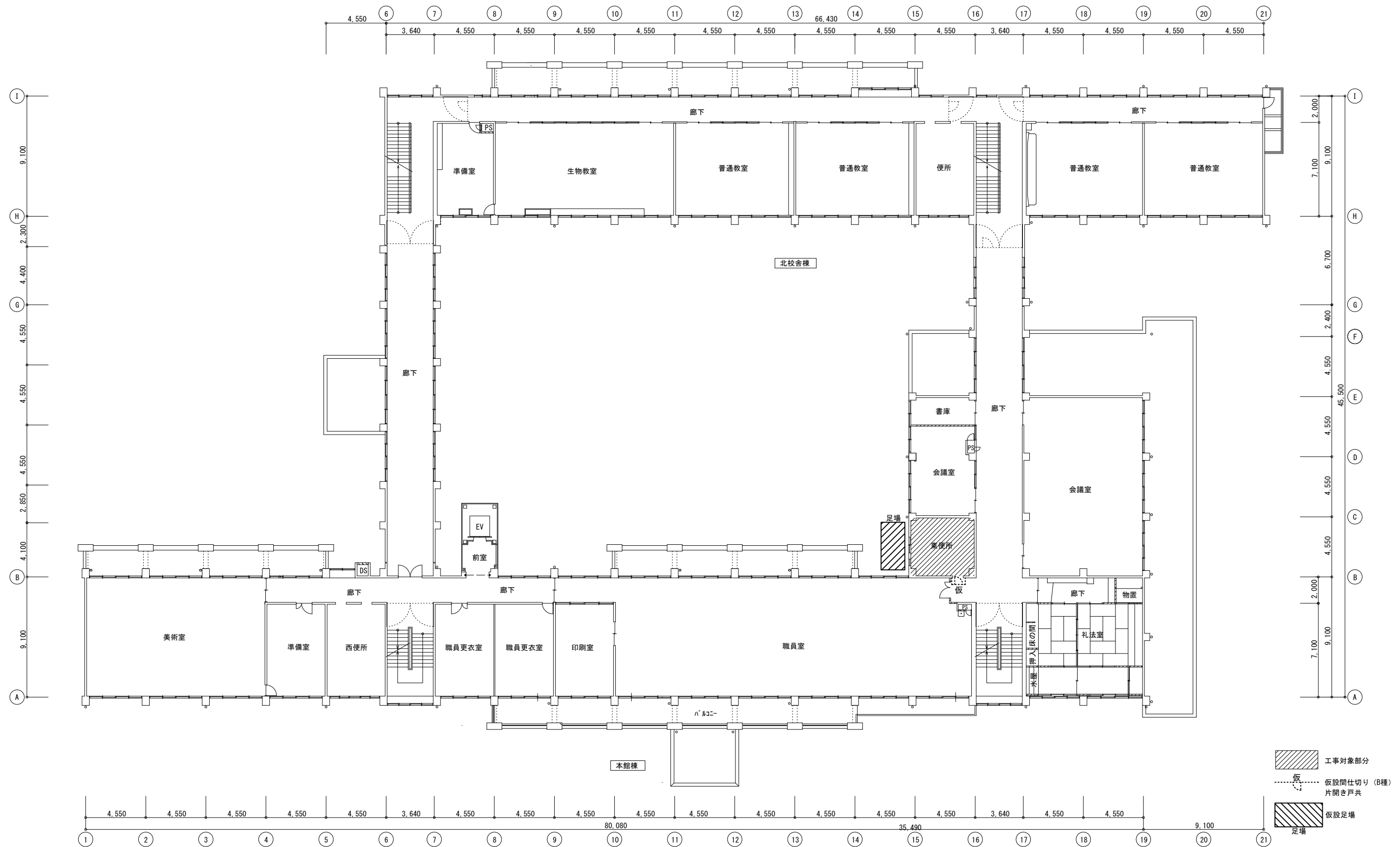
川端社一郎

縮尺
NO SCALE A2:100 %
A3:70.7%

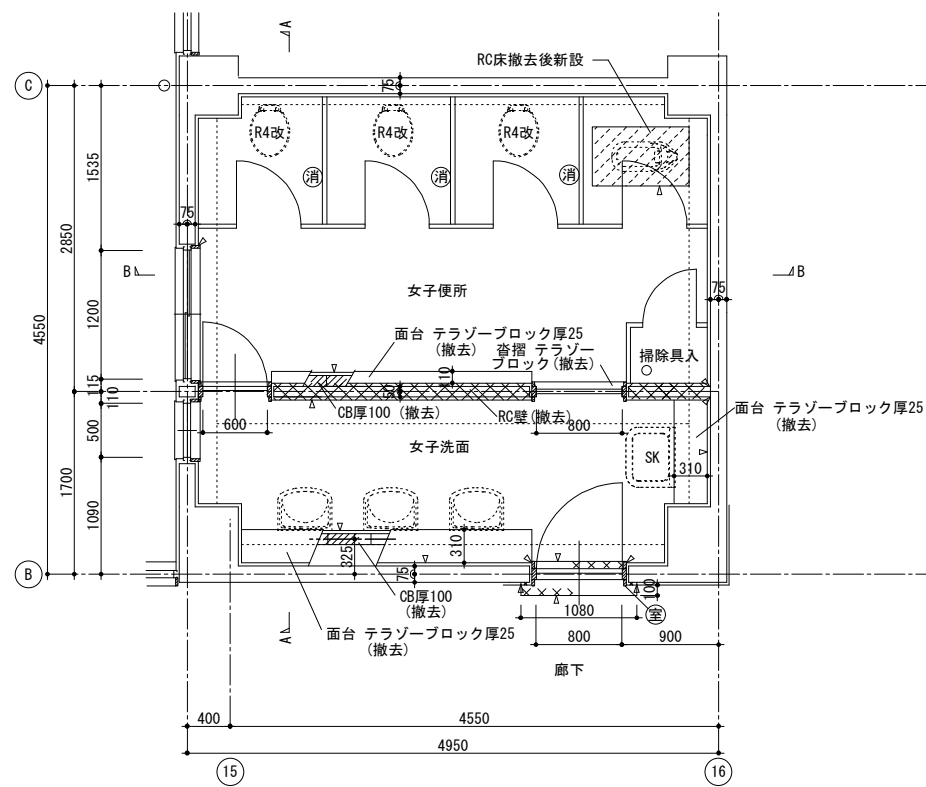
本館東 改修前・後 仕上表



徳島県土整備部営繕課	工事名 R6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築 図面名 本館東 1階平面図、仮設計画図	図面番号 A1b-02 縮尺 A2:100 % A3:70.7%	株式会社 川建設計 1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
------------	--	--	---

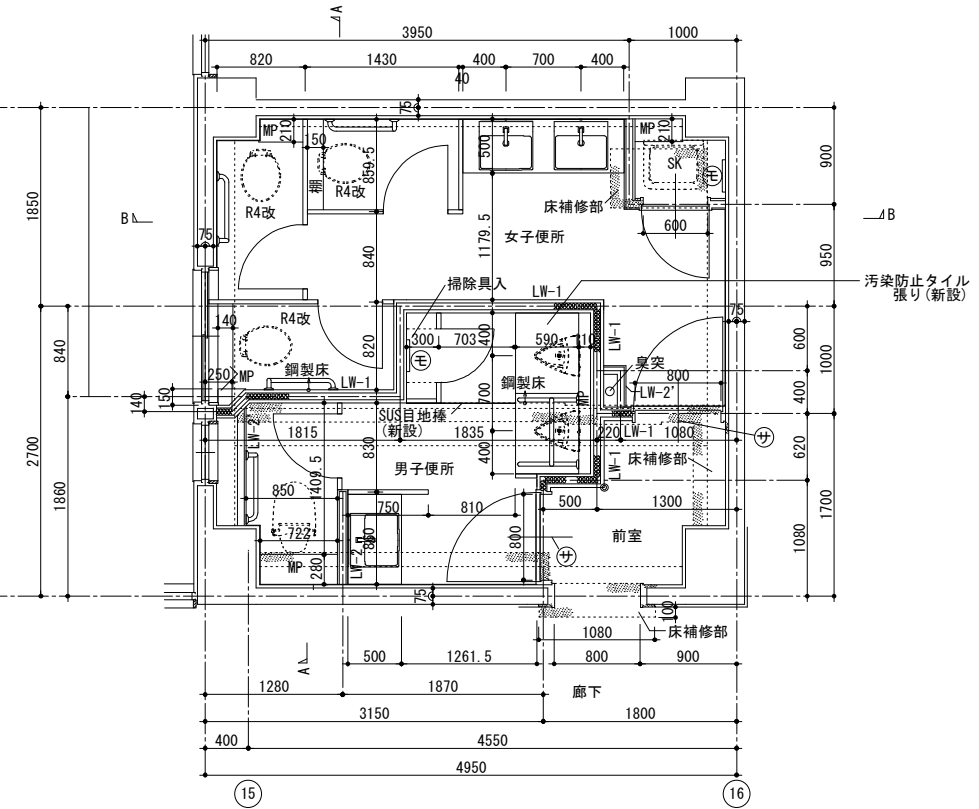
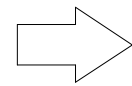


徳島県県土整備部営繕課	工事名	R 6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築	図面番号	A1b-03	株式会社 川建設計 1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
	図面名	本館東 2階平面図、仮設計画図	縮尺	A2:100 % A3:70.7%	



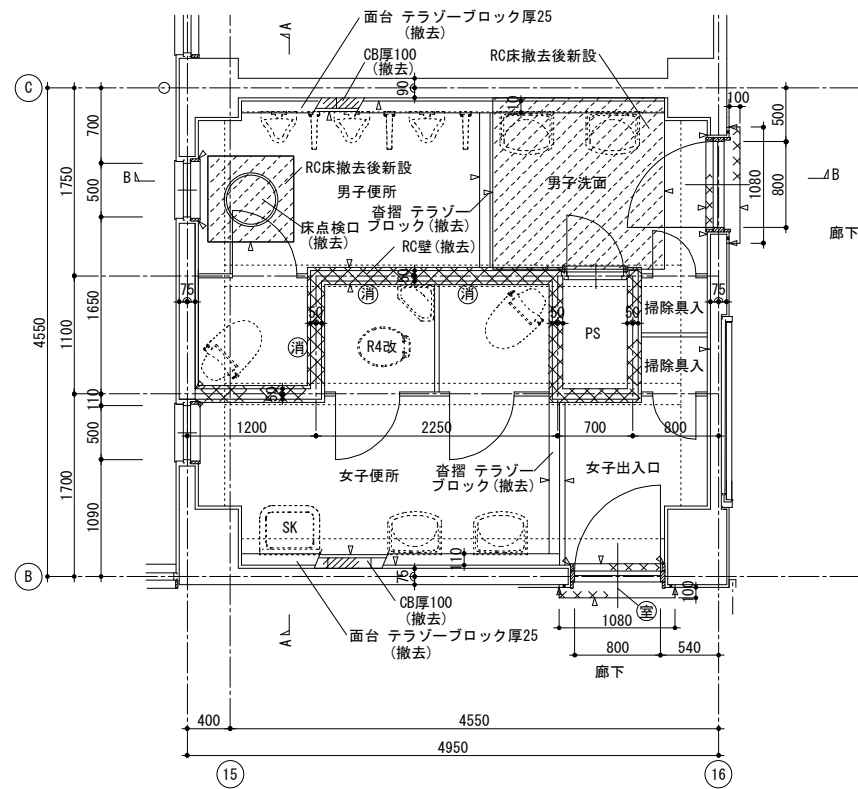
改修前 2階平面詳細図

※R4改便器の再利用×3 (設備工事)



改修後 2階平面詳細図

※R4改便器の再利用×3 (設備工事)



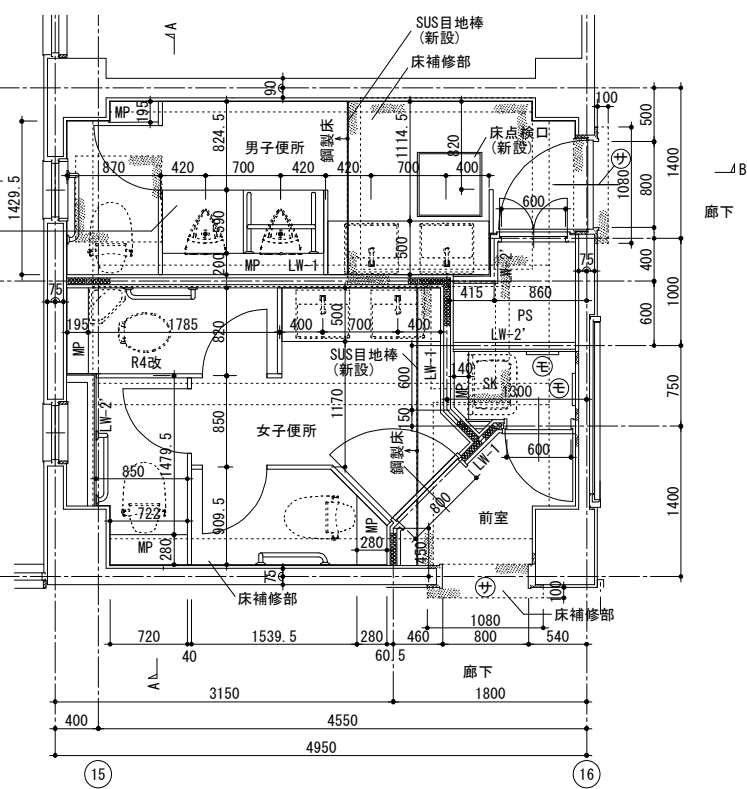
改修前 1階平面詳細図

● 室名札撤去
※R4改便器の再利用×1 (設備工事)



- ✕ 撤去部
- ▨ 新設・復旧部
- △ カッター切り
- ⊕ モップ掛
- ⊕ ピクトサイン
- ▨ RC床撤去後新設 (点検口、和便器、PSの改修部)
- ⊕ 消毒ディスペンサー (1階×3、1階×3 取外し後学校へ引き渡し)
- FK部 アルミ製コーナービート

汚染防止タイル張り(新設)



改修後 1階平面詳細図

※R4改便器の再利用×1 (設備工事)

徳島県県土整備部営繕課

工事名 R6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築

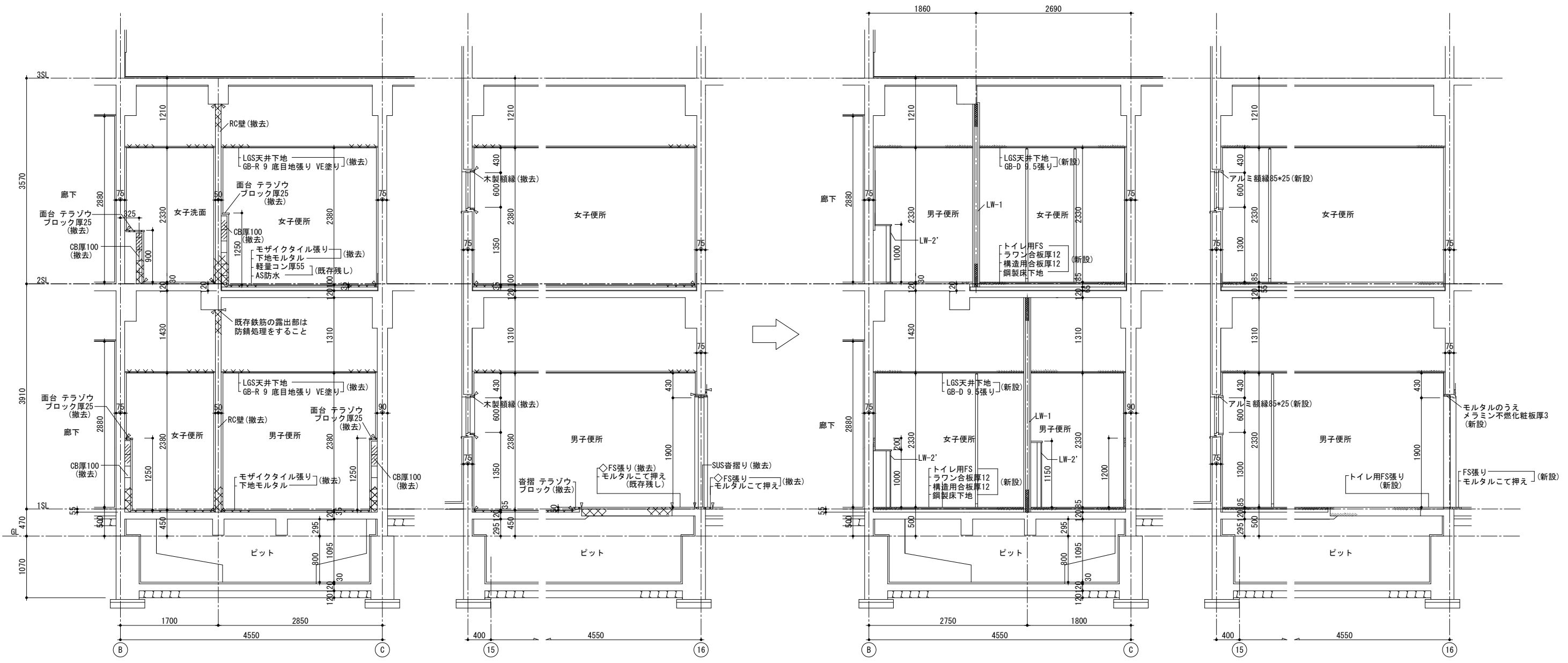
図面番号 A1b-04

株式会社 川建設計

1級建築士登録
第126265号
川端社一郎

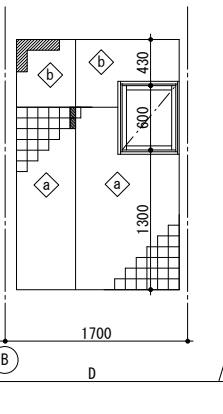
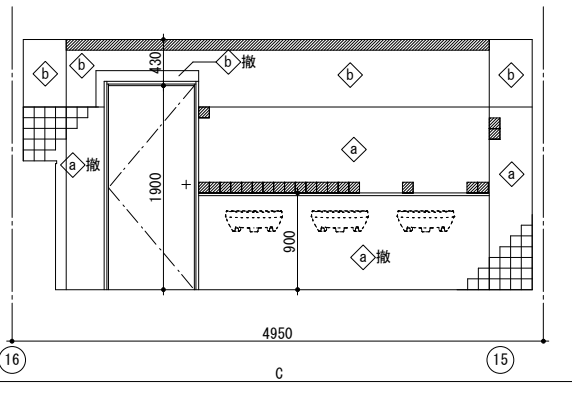
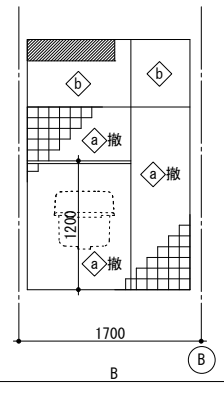
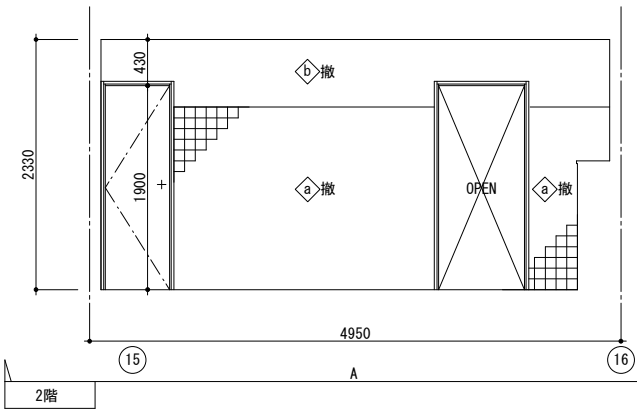
図面名 本館東 改修前・後 1.2階平面詳細図

縮尺 1/50 A2:100% A3:70.7%

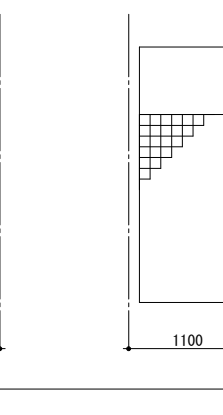
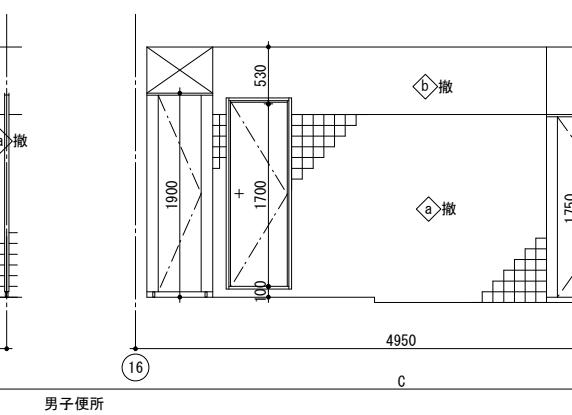
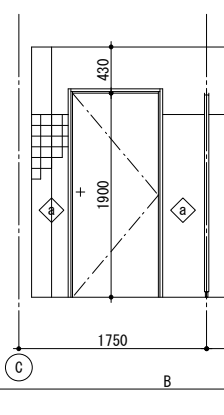
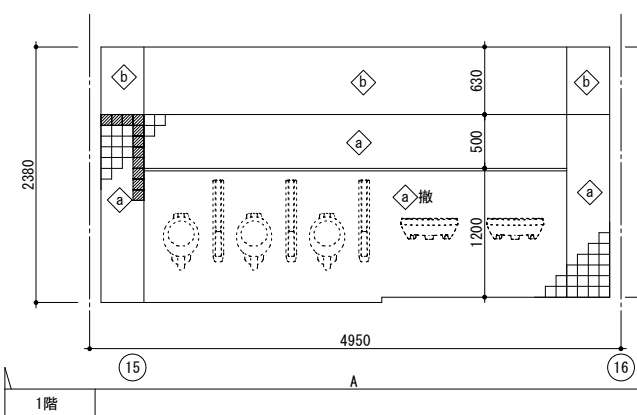
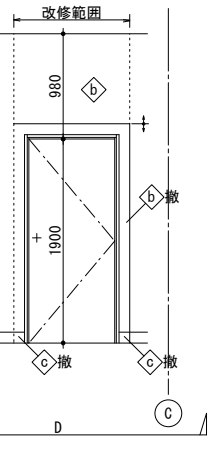
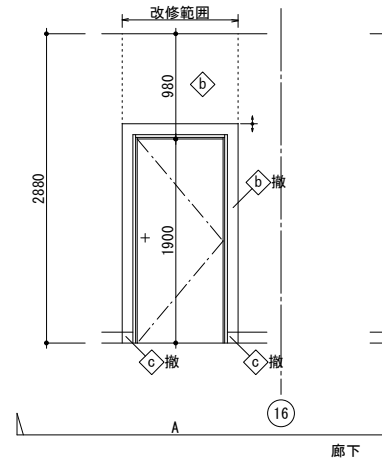
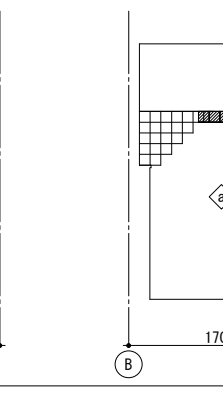
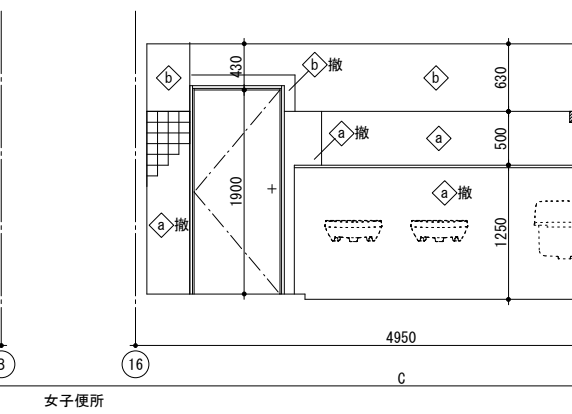
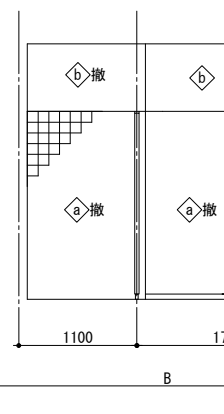
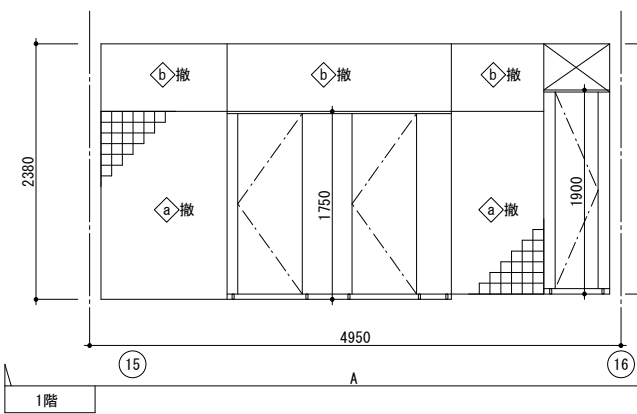
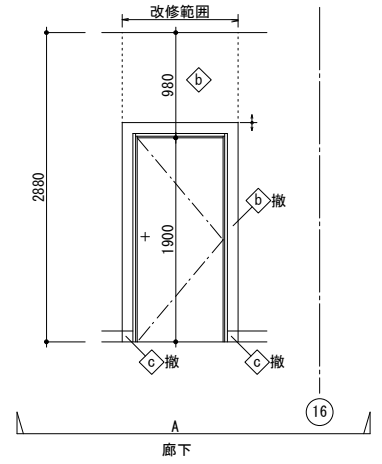
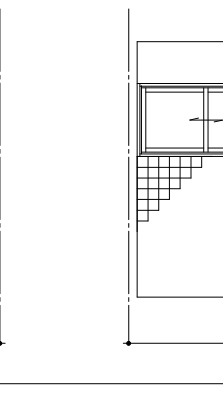
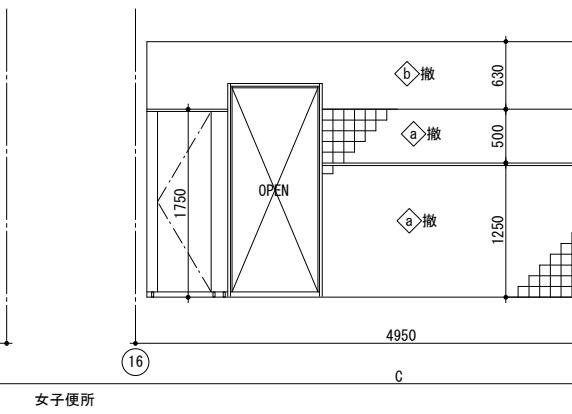
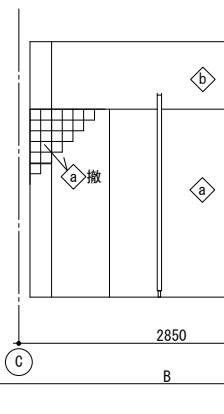
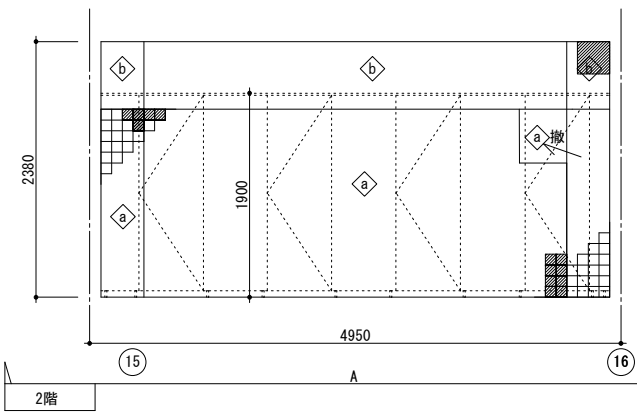


⊗ 撤去部
 ≡ 新設・復旧部
 △ カッター切り

徳島県県土整備部営繕課	工事名 R6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築 図面名 本館東 改修前・後 断面詳細図	図面番号 A1b-05 縮尺 A2:100 % A3:70.7%	株式会社 川建設計 1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
-------------	--	--	---



記号	仕上	
◇a	下地モルタル+75角陶器質タイル張り	既存残し
◇a撤	下地モルタル+75角陶器質タイル張り	下地共撤去
◇b	モルタルこて押え VE塗り	既存残し
◇b撤	モルタルこて押え VE塗り	下地共撤去
◇c	モルタルこて押え ビニル巾木 H100	既存残し
◇c撤	モルタルこて押え ビニル巾木 H100	下地共撤去



■ タイル・モルタル浮き改修部
 タイル部 周囲カッター切り、タイル・下地モルタル撤去後
 モルタルこて押え補修
 モルタル部 周囲カッター切り、モルタル撤去後
 モルタルこて押え補修